戸田市環境基本計画 2021 【改定版】(案)

戸田市環境基本計画 2021【改定版】 目次

第1章	計画の基本的な考え方
1 .	. 計画の目的
2 .	. 計画の中間見直しの背景1
3 .	. 計画の位置づけ6
4	. 市の環境政策
	. 計画の期間
	. 計画の対象8
	. 計画の推進主体8
8	. 計画の推進と進行管理9
第2章	戸田市の環境の現状と課題
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	. 戸田市の気候状況18
3 .	. アンケート調査結果
4	. 戸田市環境基本計画 2021 の進捗状況
5	. 中間見直しにおける課題と対応
笙3音	計画の方向
	・
	. 基本目標
	. 2050 年脱炭素社会の実現に向けて
•	将来像実現のための基本施策
	. 計画の体系
2 .	. 基本方針と基本施策
	- 基本万軒

	金本力量 - 2 例及で保健制主など力野建務により対候复勤へい過心を図る 【気候変動適応計画】
	基本方針 2 - 1 3 Rを推進し資源の有効活用を図る
	基本方針 2 - 2 ごみの適正処理と環境美化を図る
	基本方針3-1 自然環境の保全と創出により、生き物の保護を図る49
	基本方針3 - 2 まちづくりへの緑の活用を図る
	基本方針3-3 生活環境の保全を図る51
	基本方針4-1 情報発信と機会づくりを通じて環境学習を進める52
	基本方針4-2 環境保全活動を支援し活性化を図る53
第 5 音	重点プロジェクトの展開
	- 重点プログェクトの展開 . 重点プロジェクトについて
	・
	地球温暖化対策実行計画【事務事業編】
	. 基本的事項
	. 温室効果ガス排出量等に関する削減目標
	. 目標達成に向けた取組と進行管理80
4	. 取り組み事項

最終的な計画書では、巻末に参考資料(策定経過、各種環境データ、用語解説等)を掲載予定 文中の「^{*}」は用語解説を掲載予定のものです。

第1章 計画の基本的な考え方

1.計画の目的

本計画は、市民や事業者との協働*のもとで環境の保全や創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。また、「地球温暖化対策の推進に関する法律*」(以下「地球温暖化対策推進法」という。)が定める地方公共団体地球温暖化対策実行計画、「気候変動適応法*」が定める地域気候変動適応計画を包括することで、「戸田市地球温暖化対策条例」の理念のもと、市域全体で進めていく地球温暖化*対策の方向性を示し、戸田市における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進することも目的とします。

2.計画の中間見直しの背景

2021(令和3)年3月の計画策定以降、本市を取り巻く環境や社会情勢等が目まぐるしく変化しています。

気候変動*分野では、近年、災害・異常気象の頻発や気温上昇による熱中症*救急搬送者数の増加など、地球温暖化による気候変動の影響がすでに顕在化しています。このまま何も対策しなければ、埼玉県内でも今世紀末には平均気温が今世紀のはじめより最大4.3 上昇するという予測結果が示されており、地球温暖化対策は「待ったなし」の課題となっています。

また、資源循環分野や自然環境分野においても、新たに「プラスチック資源循環の促進等に関する法律*」の施行や「生物多様性国家戦略 2023 - 2030*」の策定が行われました。

年度	世界の動き():国の動き()	埼玉県の動き	戸田市の動き
2021 (令和 3)	IPCC が「第6次評価報告書」の第1、第2 作業部会報告書を公表 G7 開催「30by30 目標」約束 「地球温暖化対策推進法」改正 ○「地球温暖化対策計画」閣議決定 「気候変動適応計画」閣議決定 「第6次エネルギー基本計画」閣議決定	・「埼玉県プラごみ 0 (ゼロ)アクショ ン」展開を発表 ・「第 3 次埼玉県広域 緑地計画」策定	・戸田市気候変動適応センターを設置・戸田市職員フードドライブを開始・「戸田市災害廃棄物処理計画」策定
2022 (令和4)	IPCC が「第6次評価報告書」の第3作業部会報告書、統合報告書を公表「昆明・モントリオール生物多様性枠組」採択 ○「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」施行 ○「生物多様性国家戦略 2023 - 2030」閣議決定	・「第5次埼玉県環境 基本計画」策定 ・「埼玉県地球温暖化 対策実行計画(第2 期)」を改正し、2050 年二酸化炭素排出実 質ゼロを表明 ・「地球温暖化対策(適 応策)の方向性」改正	・埼玉版スーパー・シ ティ プロジェクト の取組開始
2023 (令和5)	○「第六次環境基本計画に向けた中間取りまとめ(案)」作成 ○「気候変動適応法」改正 ○「グリーンインフラ推進戦略 2023」策定 ○「特定外来生物による生態系等に係る被害 の防止に関する法律」改正		・「戸田市環境基本計画 2021」改定 ・「戸田市版プラスチック・スマートアクション」策定

(1) 気候変動分野

脱炭素に向けた取組

国は、2020(令和2)年10月に「2050年カーボンニュートラル*(脱炭素*化)」を宣言し、2021(令和3)年4月に開催された気候サミット(首脳会議)では、2030(令和12)年度までに2013(平成25)年度比で温室効果ガス46%削減を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。2021(令和3)年6月には、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素の実現を目指し、特に2030年までに行う取組・施策を中心に、工程と具体策を示す「地域脱炭素ロードマップ」が策定されました。こうした動きを踏まえ、2021(令和3)年10月に、新たな「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、二酸化炭素以外も含む温室効果ガスの全てを網羅し、2030(令和12)年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載して新目標実現への道筋を描きました。

埼玉県は、地球温暖化*の影響の深刻化や、国際社会や国等において脱炭素社会の実現に向けた動きが更に加速したことを受け、2023(令和5)年3月に「埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)」を改正しました。「カーボンニュートラルが実現し、気候変動*に適応した持続可能な埼玉」を2050(令和32)年の目指すべき将来像とし、温室効果ガス削減目標を「2030(令和12)年度における埼玉県の温室効果ガス排出量を2013(平成25)年度比46%削減」と引き上げました。

- ① 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電
- ② 地域共生・地域裨益型再エネの立地
- ③ 公共施設など業務ビル等における徹底した**省エネと再エネ電気調達**と 更新や改修時の**ZEB化誘導**
- ④ 住宅・建築物の省エネ性能等の向上
- ⑤ ゼロカーボン・ドライブ (再エネ電気×EV/PHEV/FCV)
- ⑥ 資源循環の高度化を通じた循環経済への移行
- ⑦ コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり
- ⑧ 食料·農林水産業の**生産力向上と持続性の両立**

図 地域脱炭素ロードマップ 重点対策メニュー 出典:地域脱炭素ロードマップ概要(国・地方脱炭素実現会議)

気候変動適応法及び気候変動適応計画

国は、「気候変動適応法*」に基づいた「気候変動適応計画」を 2021(令和3)年 10月に閣議決定しました。本計画では、7つの「基本戦略」を設定し、関係府省庁が緊密に連携して気候変動適応を推進していくこととしています。

さらに、2023(令和5)年5月に「気候変動適応法」が改正され、今後起こり得る極端な高温も見据え、熱中症*の発生の予防を強化するための仕組みを創設する等の措置を講じることで、熱中症対策を一層推進することを目的としています。また、自治体には、指定暑熱避難施設*の創設や熱中症対策普及団体の指定及び活用を行うことが求められ

ています。

埼玉県は、2023(令和5)年3月に、国の「気候変動影響評価報告書」や気候変動*に関するモニタリング結果等を踏まえて、「地球温暖化対策(適応策*)の方向性」を改正しました。適応策については、6分野(農業・林業分野、水環境・水資源分野、自然生態系*分野、自然災害分野、健康分野、県民生活・都市生活分野)において取組を進めることにしています。

また、計画の推進・進行管理において各主体の役割を示し、市町村には「住民に身近な自治体として地域の自然的・社会的条件を生かし、主体的に地域に密着したきめ細かな対策を行っていくことが望まれる」とし、役割として、地方公共団体実行計画の策定及び推進、地球温暖化*対策の率先実行、地域に根ざした地球温暖化対策の調整、まちづくりの4点を定めています。



図 気候変動適応計画の概要

出典:気候変動適応計画について(環境省)

(2)資源循環分野

脱炭素に向けた取組

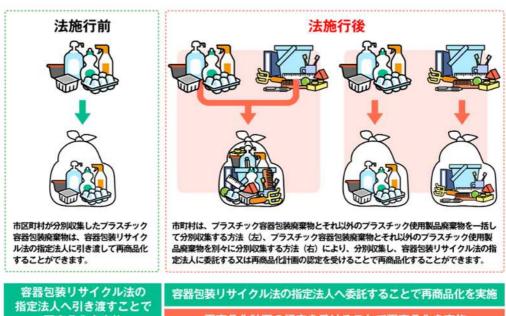
国は、「地球温暖化対策計画」において、カーボンニュートラル*の実現に向けて、循環経済(サーキュラーエコノミー*)への移行を加速するための工程表の検討を行うこととしており、2022(令和4)年9月に今後の方向性の部分を「循環経済工程表」として取りまとめました。「循環経済工程表」では、プラスチック*において、「プラスチック資源循環法」に基づき、3R+Renewable*を推進することや、太陽光発電パネルのリユース・リサイクルを推進するための制度的対応を含めた検討、サステナブル・ファッション*の実現に向けて、新たなビジネスモデルや環境配慮設計等の推進などが方向性として示されました。

プラスチック資源循環

国は、2021(令和3)年6月に、プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組みを促進するための措置を盛り込んだ「プラスチック資源循環の促進等に関する法律*」を成立し、2022(令和4)年4月に施行しました。

本制度により、市区町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別の基準を策定し、その基準に従って適正に分別して排出されるように住民に周知するよう努めなければならないこととなっています。

埼玉県は、2021(令和3)年5月に「プラごみ0(ゼロ)アクション」を展開することを発表し、3つのアクション(県率先行動、産官民が連携したプラットフォームの設置、プラスチックごみを減らすライフスタイル*の実践)により、さらなるプラスチックごみの削減と循環利用を進めています。



再商品化を実施

再商品化計画の認定を受けることで再商品化を実施

図 市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化 出典:「プラスチック資源循環」ホームページ(環境省)

(3)自然環境分野

生物多樣性国家戦略 2023 - 2030

国は、2023(令和5)年3月に「生物多様性国家戦略 2023 - 2030*」を閣議決定しまし た。この戦略は、生物多様性*分野において新たに目指すべき目標として、自然を回復軌 道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる「2030年ネイチャーポジティブ*」 を掲げ、その実現のためのロードマップとして策定されています。

「2030年ネイチャーポジティブ」を達成するために、2030(令和12)年までに陸と海 の 30%以上を健全な生態系*として効果的に保全する「30by30*目標」を設定していま す。「30by30 目標」達成に向けて、地方公共団体には、保護地域の拡張や管理の質の向上、 OECM*(保護地域以外で生物多様性保全に資する地域)として整理された地域の適切な管 理が求められています。

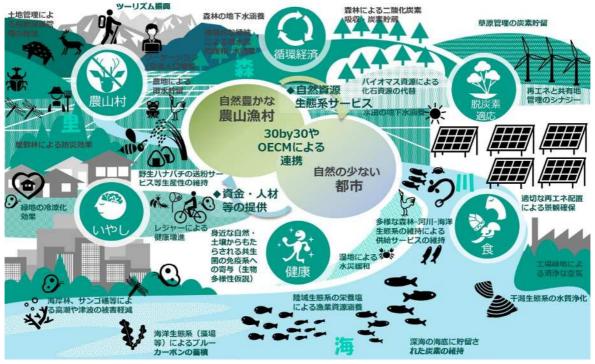


図 30by30 実現後の地域イメージ 出典:30by30 ロードマップ(環境省)

外来生物法

国は、2023(令和5)年4月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(以下「外来生物法」という。)の一部改正法案を施行しました。

改正法では、外来生物*対策を一層強化・推進し、安全・安心な国民生活と生態系*保全等の推進を実現するために国内への侵入防止のために緊急に対処が必要な外来生物(ヒアリ類を指定)の対策のための検査体制等の強化、既に広く飼育され、野外の個体数も多い外来生物(アメリカザリガニやアカミミガメの指定)に対応する規定の整備、国と地方公共団体による防除の円滑化による防除体制の強化等の取組みを掲げています。









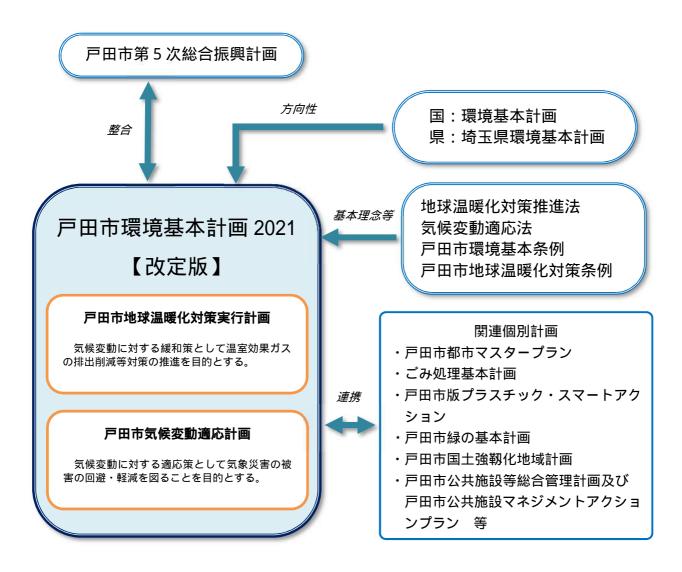


図 アカミミガメ・アメリカザリガニの規制の内容 出典:日本の外来種対策(環境省 自然局)

3.計画の位置づけ

本計画は、戸田市環境基本条例、戸田市地球温暖化対策条例、地球温暖化対策推進法*、 気候変動適応法*に基づき策定するものです。

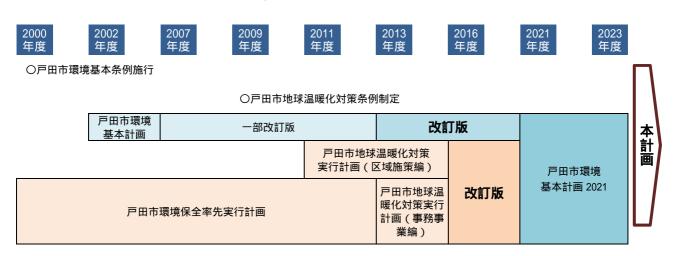
また、「『このまちで良かった』みんな輝く 未来共創のまち とだ」の実現を目指して 2030 (令和 12)年度までのまちづくりの指針を定めた戸田市第 5 次総合振興計画と整合性のある環境分野の計画として位置づけます。さらに、市の関連する個別計画と連携を 図ります。



4. 市の環境政策

市は、2000(平成 12)年4月に環境の保全や創造に関する基本理念などを示す「戸田市環境基本条例」を施行、2009(平成 21)年 12月には温室効果ガス排出削減に向けた「戸田市地球温暖化対策条例」を制定し、それらに基づく「戸田市環境基本計画」と「戸田市地球温暖化対策実行計画」により、環境に関する取組の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。

本計画の前計画となる、2021 (令和3)年3月策定の「戸田市環境基本計画2021」では、「戸田市環境基本計画」に「戸田市地球温暖化対策実行計画」を包括し、一体的に市の環境施策を推進してきました。



5.計画の期間

「戸田市環境基本計画 2021」は、計画期間を 2021(令和 3)年度から 2030(令和 12)年度までの 10年間としています。本計画は、「戸田市環境基本計画 2021」の中間見直しとして、計画期間を 2024(令和 6)年度から 2030(令和 12)年度までの 7年間とします。



6.計画の対象

本計画は、市域全域を対象とします。

対象範囲は、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等の身近な生活環境から、それらを取り 巻く河川、緑、生態系*等の自然環境、廃棄物等の資源循環、さらには地球規模の環境問 題である地球温暖化*対策や気候変動*、エネルギー対策等まで幅広く捉えます。

また、よりよい環境づくりを推進していくためには市民・事業者との協働*が欠かせないことから、環境学習や情報発信等の仕組みづくりも対象とします。

さらに、戸田市を訪れる人や通過する人に、環境への負荷の低減に努め、市が実施する環境の保全や創出に関する施策に協力するよう求めていきます。

分 野	内 容
気候変動	地球温暖化、気候変動、エネルギー(公共交通含む) 気象災害、熱中症*、 感染症、ヒートアイランド現象* など
資源循環	ごみ、資源化、適正処理、食品ロス*、プラスチック*ごみ、環境美化 など
自然環境・ 生活環境	緑、水、生き物、大気、土壌、騒音、振動、悪臭、有害鳥獣など
環境学習	環境学習・教育、普及・啓発、協働・連携 など

7.計画の推進主体

様々な環境の課題を克服し、基本理念や環境像を実現していくためには、市民・事業者・市の各主体が、自主的に行動するとともに、互いに連携・協働していくことが不可欠です。

そのため、計画推進の主体は市民・事業者・市とします。

8.計画の推進と進行管理

(1)推進体制

戸田市環境審議会

戸田市環境基本条例第25条の規定に基づき、知識経験者、市民、事業者などにより構成される組織です。市長の諮問に応じて、環境基本計画に関する事項、環境の保全や創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項について調査審議を行います。

庁内組織

市は、計画の推進、施策の実施にあたり、戸田市地球温暖化対策推進委員会等の庁内組織を活用して、担当課との調整・連携と、計画の進行管理を図ります。

環境基本計画主管課は、市民、市民団体、事業者との情報共有や、庁内における関係 各課との連絡調整を行うとともに、最新の環境情報を収集し適切な情報提供を行います。

国・県等との連携

大気汚染や水質汚濁、地球環境問題など広域的な取組が求められる課題への対応について、国や県、他自治体等との連携により、広域的な視点から対策を図ります。

市民・事業者の参加

計画推進に必要不可欠な市民・事業者の参加を進めるため、環境を軸とした市民・団体など様々な人たちが集まる「とだ環境ネットワーク」や、市民・事業者等で構成され地域における地球温暖化*対策の推進組織である「戸田市地球温暖化対策地域協議会」を支援します。

(2)進行管理

PDCA*サイクルの運用

本計画の進行管理は、「戸田市環境マネジメントシステム*」などに基づき、計画(Plan) 実施(Do) 点検・評価(Check) 見直し(Act)のサイクルにより、毎年度、施策の点検と施策・事業の進め方の改善を図り、終了年度である2030(令和12)年度に計画の見直しを行うこととします。

指標による点検・評価

本計画は、主要な取組をまとめた各重点プロジェクト(第5章)を対象に、事業の状況や指標の進捗状況、目標値の達成状況などにより、計画の進捗を点検・評価します。 なお、計画の進捗状況や社会情勢などを考慮して、指標や目標値の見直しの必要が生じた場合は、計画期間中であっても本計画の見直し等を検討します。

環境報告書等による公表・評価

市は、毎年度、計画の進捗や市内環境の状況について、環境審議会に報告するとともに、「戸田市の環境」や市のホームページ等を通じて市民等に公表します。寄せられた市民の意見などは、施策の立案や推進に反映させていきます。

第2章 戸田市の環境の現状と課題

1.戸田市の環境の現状

(1)戸田市の概況

戸田市は埼玉県の南部にあり、荒川を境に東京都と接し、街中の豊かな緑、戸田ボートコース(戸田漕艇場)、親子で遊べる広い公園や憩いの場など、水と緑あふれる潤いのあるまちです。

江戸時代には中山道の要衝「戸田の渡し」が置かれて舟運などで栄え、現在は鉄道や 道路の利便性に優れています。人口約14万人の住宅都市であるとともに、印刷関連産業 や食品製造産業、物流加工産業が集積する産業都市でもあります。

面積、	面積 18.19km²。北部でさいたま市と蕨市、東部で川口市、荒川を境に、西部で朝霞市
位置	と和光市、南部で東京都と隣接する。
自然環境	荒川により形成された低地の平坦な地形。市の西側から南側を荒川が流下し、笹目川
	と菖蒲川が荒川に注ぐほか、緑川、上戸田川、さくら川などが流れる。
人口等	約 14 万人、約 6 万 8 千世帯が常住し、人口の流動性が高く、人口、世帯数とも増加
	傾向にある中で、高齢化率も増加傾向にある。
土地利用	全域が都市計画区域で、市街化区域 73.6%、市街化調整区域 26.4%。 荒川沿いには、
	広大な河川敷、荒川第一調節池*(彩湖) 旧流路を利用した彩湖・道満グリーンパー
	クをはじめ、荒川親水公園、荒川運動公園、戸田公園、戸田ボートコースなどがあり、
	市を特徴づける憩いの場となっている。
交通	JR 埼京線 (戸田公園駅、戸田駅、北戸田駅) 国道 17 号、国道 17 号新大宮バイパス、
	国道 298 号、首都高速道路、東京外かく環状道路など

地理的概況



(2)社会的概況

人口と世帯数

人口と世帯数は 2013 (平成 25)年以降、増加傾向であり、2023 (令和 5)年は人口が 141,887人、世帯数が 68,332 世帯となっています。

第2期戸田市まち・ひと・しごと創生総合戦略における人口の将来展望によると、2023 (令和5)年の約14.2万人から2050(令和32)年~2055(令和37)年頃に15.7万のピークを迎え、その後は緩やかに減少していく見込みです。また、人口構造は年少人口及び生産年齢人口の割合が減少し、老年人口の割合が増加していく見込みです。



図 人口と世帯数の推移 出典:「統計とだ」を基に作成

産業

2016(平成 28)年時点で 5,252 の 事業所があり、その 20.0%が卸売業, 小売業です。次いで、17.3%で製造業、 12.8%で不動産業,物品賃貸業の順 となっています。その他にも様々な 業種の事業者が存在し、多種多様な 産業があります。

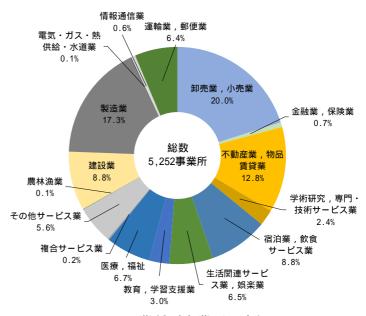


図 業種別事業所の内訳 出典:「統計とだ」を基に作成

(3) 気候変動分野

部門別エネルギー消費量

本市のエネルギー消費量は、2013 (平成25)年度以降、増減を繰り返しながら横ばいで推移し、2020 (令和2)年度は8,236TJで、2013 (平成25)年度に比べて約3.6%減少しています。

部門別にみると、業務その他部門、家庭部門、運輸部門が減少しているのに対し、産業 部門は増加しています。

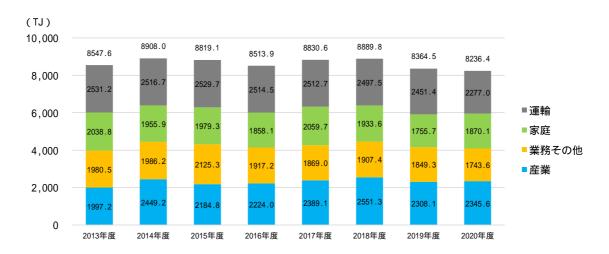


図 部門別エネルギー消費量の推移

出典:埼玉県環境科学国際センター「市町村温室効果ガス排出量算定結果」を基に作成

温室効果ガス排出量

本市の温室効果ガス排出量は、2013(平成25)年度以降、減少傾向で推移し、2020(令和2)年度は725.5 千 t-CO₂で、2013(平成25)年度に比べて約13.9%減少しています。 部門別にみると、業務その他部門、家庭部門、運輸部門が減少しているのに対し、産業部門、廃棄物部門は増加しています。

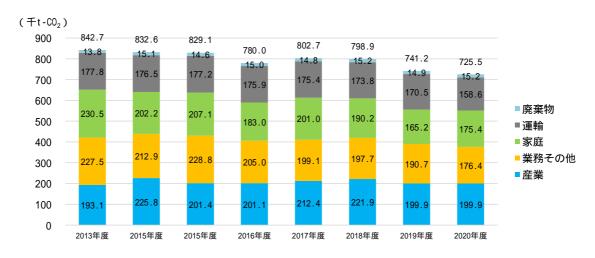


図 温室効果ガス排出量の推移

出典:埼玉県環境科学国際センター「市町村温室効果ガス排出量算定結果」を基に作成

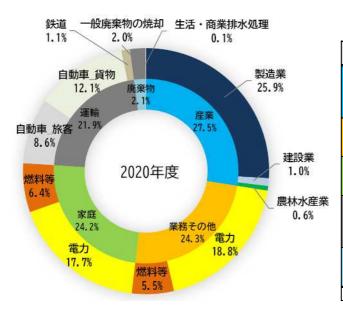
2020(令和2)年度の温室効果ガス排出量の内訳は、2013(平成25)年度と比較して、業務その他部門及び家庭部門は全体における比率が減少していますが、産業部門・運輸部門・廃棄物部門の全体における比率は増加しています。

2013 (平成 25)年度



	部門	2013年度 排出量	比率
	農林水産業	2.0	0.2%
産業	建設業	6.8	0.8%
性耒	製造業	184.3	21.9%
		193.1	22.9%
	電力	173.1	20.5%
業務その他	燃料等	54.4	6.5%
		227.5	27.0%
	電力	180.5	21.4%
家庭	燃料等	50.0	5.9%
		230.5	27.4%
	自動車_旅客	76.3	9.1%
運輸	自動車_貨物	92.2	10.9%
建制	鉄道	9.3	1.1%
		177.8	21.1%
	一般廃棄物の焼却	13.2	1.6%
廃棄物	生活・商業排水処理	0.5	0.1%
		13.7	1.6%
	合計	842.7	100.0%

2020 (令和2)年度



	部門	2020年度 排出量	比率
	農林水産業	4.4	0.6%
産業	建設業	7.4	1.0%
性耒	製造業	188.0	25.9%
		199.9	27.5%
	電力	136.5	18.8%
業務その他	燃料等	40.0	5.5%
		176.4	24.3%
	電力	128.7	17.7%
家庭	燃料等	46.7	6.4%
		175.4	24.2%
	自動車_旅客	62.7	8.6%
運輸	自動車_貨物	87.8	12.1%
建期	鉄道	8.1	1.1%
		158.6	21.9%
	一般廃棄物の焼却	14.8	2.0%
廃棄物	生活・商業排水処理	0.4	0.1%
		15.2	2.1%
	合計	725.5	100.0%

図 温室効果ガス排出量の内訳

出典:埼玉県環境科学国際センター「市町村温室効果ガス排出量算定結果」を基に作成

再生可能エネルギー導入量(累計)

再生可能エネルギー*導入量(累計)は、2022(令和4)年度に10,899kWで、2014(平成26)年度から62.9%増加しています。

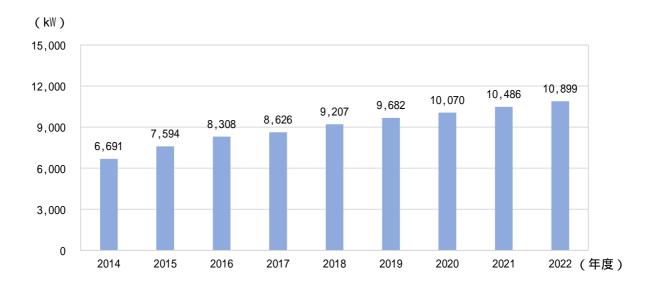


図 再生可能エネルギー導入量(累計)の推移

出典:再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 情報公表用ウェブサイト 「B表 市町村別認定・導入量」を基に作成

(4)資源循環分野

ごみ排出量

本市のごみ排出量は、2013(平成25)年度以降、増減を繰り返しながら横ばいで推移し、2021(令和3)年度は44,018tで、2013(平成25)年度に比べ、約1.2%減少しています。 種類別にみると、不燃物、廃土等、資源物は減少しているのに対し、粗大ごみはほぼ横ばい、2013(平成25)年度比では可燃物は増加していますが、近年は減少傾向にあります。

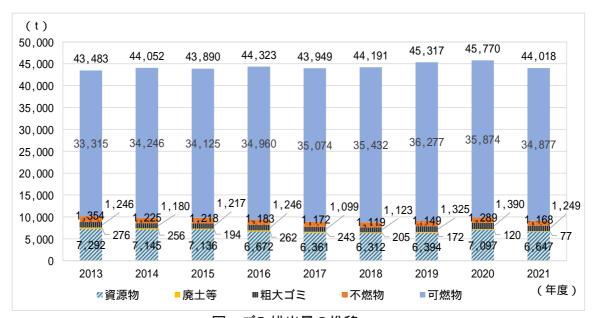


図 ごみ排出量の推移 出典:「統計とだ」を基に作成

市内で排出された一般廃棄物のリサイクル率

市内で排出された一般廃棄物*のリサイクル率は、増減を繰り返しながら横ばいで推移し、2021(令和3)年度は19.50%となっています。

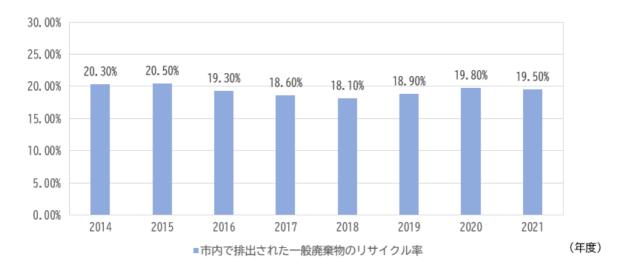


図 市内で排出された一般廃棄物のリサイクル率の推移 出典:「戸田市の環境」を基に作成

(5)自然環境・生活環境分野

緑地面積と緑被率

本市の緑地面積は、2010(平成22)年度から2014(平成26)年度に減少したものの、2019(令和元)年度は566.3haで、2010(平成22)年度に比べ、約0.3%増加しています。

緑被率は、市街化区域、緑化推進重点地区ともに 2010 (平成 22)年度から 2014 (平成 26)年度に減少し、2019 (令和元)年度に増加しましたが、2010 (平成 22)年度に比べると、市街化区域で 0.5%、緑化推進重点地区で 0.4%減少しています。

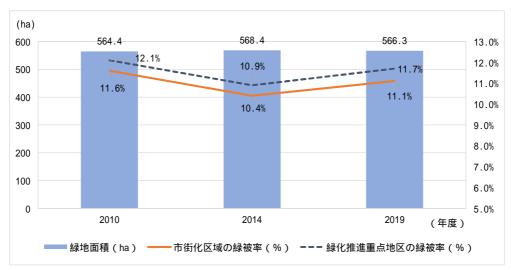


図 緑地面積と緑被率の推移

出典:「戸田市の環境」を基に作成

アライグマの捕獲頭数

アライグマは天敵がなく、強い繁殖力を持っていることから人家に住み着く等の生活被害が発生しています。本市では、2012 (平成24)年度に初めてアライグマ1頭を捕獲して以降、捕獲数は増加傾向にあります。

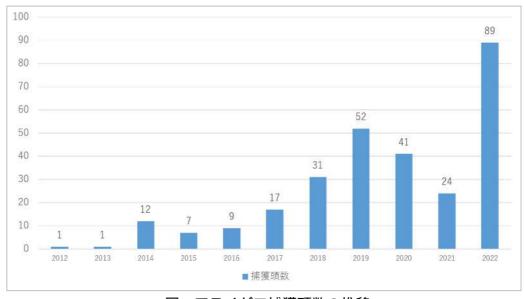


図 アライグマ捕獲頭数の推移

(6)環境学習分野

環境出前講座利用実績

とだ環境ネットワークにおいて開催している環境出前講座の利用実績の推移をみると、2013 (平成25)年度と比べ、2019 (令和元)年度までは、開催回数、延べ参加人数ともに増加していましたが、2020 (令和2)年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により実施回数が減少しました。



図 環境出前講座利用実績の推移 出典:「戸田市の環境」を基に作成

2017 (平成 29)年度は天候不順のため、3回が中止となった。

2020(令和2)年度以降は新型コロナウイルス感染症により、各団体からの申請が自粛されたため、例年に比べ実施回数は減少した。

とだグリーンウェイブ植樹参加団体数

とだグリーンウェイブ植樹参加団体数の推移をみると、2015(平成 27)年度以降増減を繰り返していますが、参加団体数は 2014(平成 26)年度から増加しています。



図 とだグリーンウェイブ植樹参加団体数の推移 出典:「戸田市の環境」を基に作成

2.戸田市の気候状況

(1)年平均気温

アメダスさいたま観測所の過去 45 年間 (1978 (昭和 53)年~2022 (令和 4)年)の年 平均気温は上昇傾向にあります。直近 30 年間で約 1.3 上昇しており、2018 (平成 30)年 7月には、同観測所での観測史上最も高い 39.3 を記録しました。

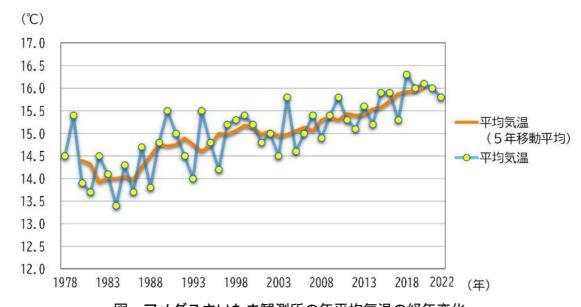


図 アメダスさいたま観測所の年平均気温の経年変化 出典:気象庁データ(アメダスさいたま観測所)を基に作成

(2)真夏日・猛暑日

アメダスさいたま観測所の過去 45 年間 (1978 (昭和 53)年~2022 (令和 4)年)の真夏日*・猛暑日*の日数は上昇傾向にあります。2022 (令和 4)年の真夏日日数は 67 日、猛暑日日数は 19 日でした。

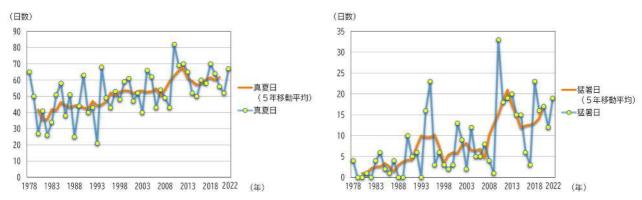
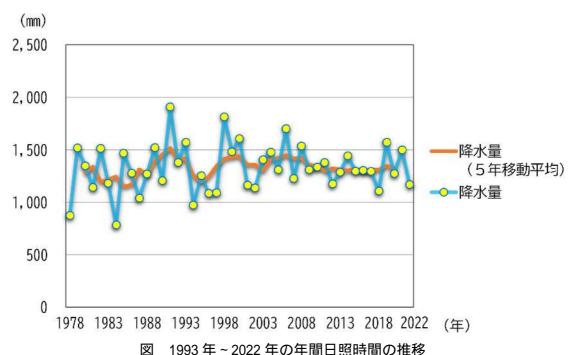


図 アメダスさいたま観測所の真夏日・猛暑日の経年変化 出典:気象庁データ(アメダスさいたま観測所)を基に作成

(3)年降水量

アメダスさいたま観測所の過去 45 年間 (1978 (昭和 53)年~2022 (令和 4)年)の年降水量に明瞭な増減傾向はみられません。



出典:気象庁データ(アメダスさいたま観測所)を基に作成

(4)日照時間

アメダスさいたま観測所の過去30年間分(1993(平成5)年~2022(令和4)年)の気象データに基づいて算出した1年間の日照時間は、過去30年間分の平均で1,975時間となっています。

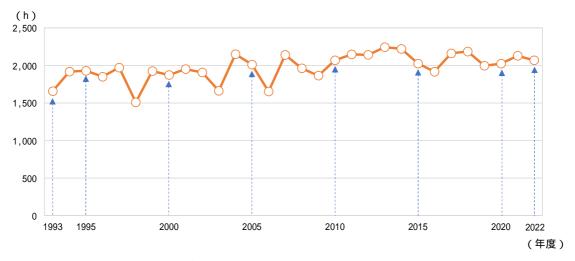
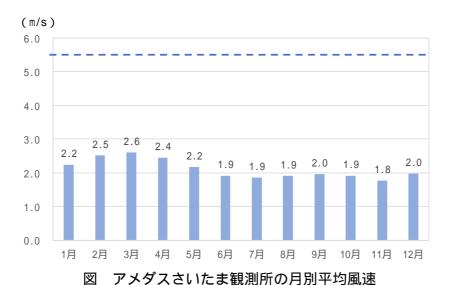


図 アメダスさいたま観測所の年間日照時間の推移 出典:気象庁データ(アメダスさいたま観測所)を基に作成

(5)風速

アメダスさいたま観測所の過去30年間分((1993(平成5)年~2022(令和4)年)の 気象データに基づいて算出した月別平均風速は、2月、3月が1年の中で風速が大きくなっていますが、風力発電に必要とされる風速(5.5m/s)の半分以下の値です。



出典:気象庁データ(アメダスさいたま観測所)を基に作成

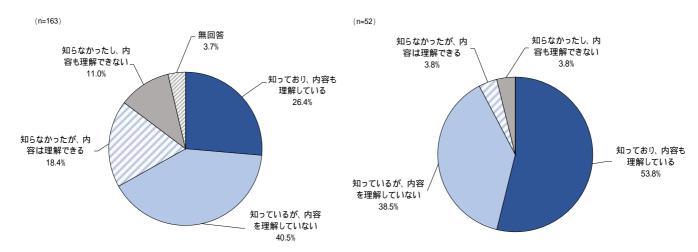
3.アンケート調査結果

令和5(2023)年度に、市民を対象とした「環境に関する市民アンケート調査(配付600件、回収163件)」、事業者を対象とした「地球温暖化防止・脱炭素化に関する事業者アンケート調査(配付200件、回収52件)」を実施し、市民の環境に関する考えや取り組み、事業者の地球温暖化*防止・脱炭素*化に関する考えや取り組みを把握しました。

(1)国のカーボンニュートラル宣言について

国のカーボンニュートラル*宣言について、「知っており、内容も理解している」が市民では26.4%、事業者では53.8%となっており、市民では約7割が、事業者では約5割がカーボンニュートラルの認知度が十分にはない状況です。脱炭素社会を実現するためには、市・市民・事業者が一丸となって取り組んでいく必要がありますので、市民・事業者の理解や意識を高めるため周知などの取組を実施していきます。

【市民】 【事業者】



(2)気候変動の影響について

市民アンケートにおいて、身の回りで気候変動*の影響が既に現れていると感じるものは、「夏の猛暑、冬の暖冬」が最も多く、次いで、「極端な豪雨の増加」、「熱中症*などの暑熱障害」の順となっていますので、気象災害対策や熱中症対策などの取組を推進していくことが必要です。また、市民が気候変動の影響を自分ごとと捉えて、影響に対して自ら備えができるよう、認識を高めるための啓発を行っていきます。

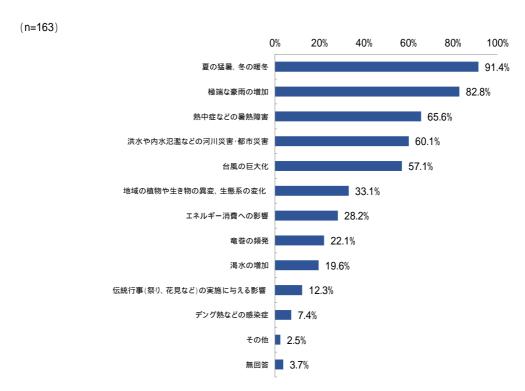


図 身の回りで気候変動の影響が既に現れていると感じるもの(市民)

(3)地球温暖化防止に関する市民の取組について

地球温暖化*防止に関する市民の取り組み状況について、「実施している。今後も継続する」が最も多かった項目は、「食べ残しをしない、必要以上に食料品を買わない」でした。次いで、「レジ袋などごみになるものを買わない・貰わない」、「マイボトル(水筒など)の利用や給水スポットの活用」の順となっています。

「実施していない。今後実施したい。」が最も多かった項目は、「地球温暖化防止に向けた取り組みや活動に参加する」でした。次いで、「地球温暖化や地球温暖化防止について学習や情報収集をする」、「再生可能エネルギー*により発電された電力への切り替え」の順となっています。

市は、特に「実施していない。今後実施したい。」が多い項目について、行動のきっかけ となる取組や、既存の補助制度の周知や補助制度の新設を実施するなど後押しをするため の事業を展開します。

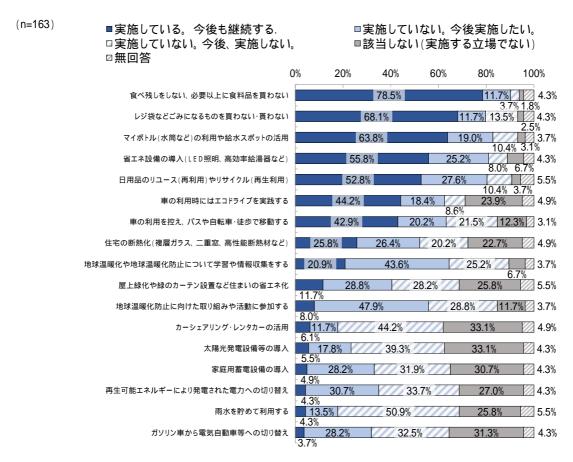


図 地球温暖化防止に関する取り組み状況と今後の取り組みの意向(市民)

(4)市民や事業者が市に求める地球温暖化に関する取組

市民アンケートにおいて、今後、戸田市に特に力を入れてほしいと思う取組は、「気候変動*がもたらす気象災害への対応」が最も多く、次いで、「都市機能の集積や公共交通機関の利便性の向上による低炭素*都市づくり」、「省エネ*家電や断熱効果のある複層ガラス、太陽光発電などの環境に配慮した機器の建築物への導入支援」の順となっています。

事業者アンケートにおいて、今後、特に必要な公的支援は、「補助金(設備投資・研究開発等)金融支援」が最も多く、次いで、「情報提供」、「金融支援」、「企業間連携支援」の順となっています。

このアンケート結果を生かし、市民が安心して暮らすことができるよう、災害等への適応施策を拡充します。また、脱炭素*社会実現に向けた事業の展開、周知・情報提供を実施します。

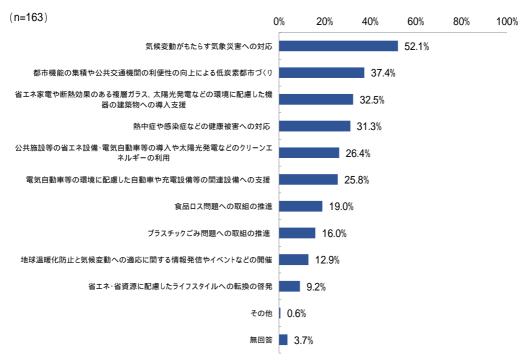


図 今後、戸田市に特に力を入れてほしいと思う取組(市民)

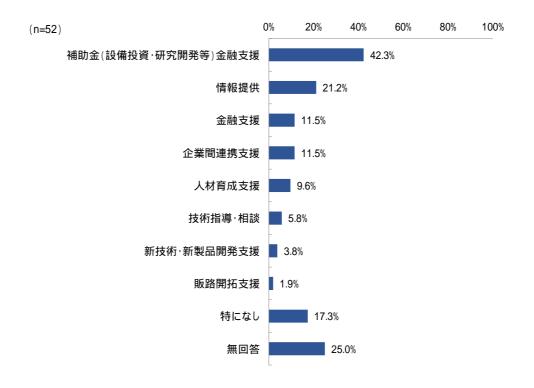


図 今後、特に必要な公的支援(事業者)

4. 戸田市環境基本計画 2021 の進捗状況

(1)脱炭素・気候変動適応プロジェクト

【緩和策】

<u>_</u>	基準	実績	目標	
項目	(年度)	2022 (令和 4)年度	2025 (令和7)年度	2030 (令和 12)年度
 市域の温室効果ガス [*] 削減率	842,679t-CO ¹ (2013(平成 25))	13.9% (2020(令和2))	13%	26%
環境配慮型システム等 設置費補助実績	153 件 (2019(令和元))	150 件	160 件	170 件
電気自動車等導入費補助実績 (EV*・PHV*・FCV*)	16 件 (2019(令和元))	19 件	20 件	25 件
自転車通行空間の整備	7.35km (2019(令和元))	11.49km	14.25km	18.5km
コミュニティバス [*] 「toco」の 年間利用者数	367,996 人(2018(平成 30))	305,333 人	370,000人	2
市事務事業の温室効果ガス 排出量(削減率)	11,528t-CO ₂ (2013(平成 25))	8.9% (10,498t-CO ₂)	27.9%	40%
公用車への電気自動車導入 実績(割合)	3%(1台)(2019(令和元))	3 % (2 台)	10% (4台)	20% (7台)

- ・ 市域の温室効果ガス排出量の削減率は、13.9%と目標に対し順調に推移しています。
- ・ 環境配慮型システム等設置費補助実績は、150件と概ね横ばいになっています。
- ・ 電気自動車等導入費補助実績(EV・PHV・FCV)は、19件と着実に増加しています。
- ・ 自転車通行空間の整備は、11.49kmと目標値に対して着実に増加しています。
- ・ コミュニティバス「toco」の年間利用者数は、305,333 人と減少しています。
- ・ 市事務事業の温室効果ガス排出量(削減率)は、8.9%と緩やかに減少しています。
- ・ 公用車への電気自動車導入実績(割合)は、3%と横ばいになっています。

¹ 埼玉県が調査・公表している「埼玉県市町村温室効果ガス排出量推計報告書」の最新結果に合わせて、前計画の基準となる数値を変更しています。また、各種統計データの修正や算定方法の見直し等により、さらに取りまとめた数値が再計算されたため、本計画の基準となる温室効果ガス排出量の数値と異なっています。

^{2 「}コミュニティバス「toco」の年間利用者数」の 2030 (令和 12)年度目標値は、戸田市第 5 次総合振興計画の後期 の目標設定時に設定を行います。

【適応策】

基準	実績	目標	
(年度)	2022 (令和 4)年度	2025 (令和7)年度	2030 (令和 12)年度
63.8% (2019(令和元))	72%	100%	1
46.8% (2019(令和元))	49.2%	60.1%	1
72.0%	72.3%	73.5% 16.5ha	1
	(年度) 63.8% (2019(令和元)) 46.8% (2019(令和元))	(年度) 2022 (令和4)年度 63.8% (2019(令和元)) 72% 46.8% (2019(令和元)) 49.2% 72.0% 72.3%	(年度) 2022 (令和4)年度 2025 (令和7)年度 63.8% (2019(令和元)) 72% 100% 46.8% (2019(令和元)) 49.2% 60.1% 72.0% 73.5% 16.5ha

- ・ 自主防災会に防災士がいる割合は、72%と着実に増加しています。
- ・ さくら川護岸改修整備率は、49.2%と増加しています。
- ・ 雨水整備率は、72.3%と着実に増加しています。
- 1 「自主防災会に防災士がいる割合」、「さくら川護岸改修整備率」と「雨水整備率」の 2030 (令和 12)年度目標値に ついては、戸田市第5次総合振興計画の後期の目標設定時に設定を行います。
- 2 下水道(雨水)の整備率及び整備予定面積(土地区画整理事業区域は除く)

(2) 身近なエコ・資源循環推進プロジェクト

	基準	実績	目	標
項目	(年度)	2022 (令和 4)年度	2025 (令和7)年度	2030 (令和 12)年度
国民運動「COOL CHOICE (クールチョイス [*] 」の啓発回数 (国民運動「デコ活 [*] 」に移行)	新規事業	4 回	2 回以上	2 回以上
市内から出たごみの 1 人 1 日当たりの排出量	895g (2019(令和元))	840g	680g	1 (2027(令和9) :661g)
市内で排出された 一般廃棄物*のリサイクル率	18.1% (2018(平成 30))	18.7%	23.5%	1 (2027(令和9) :25%)
530 運動*におけるごみの 回収量	16,460kg (2018(平成 30))	14,900kg	16,460kg 以下	2
市内で発生した不法投棄の 件数	1,298 件 (2019(令和元))	1,420件	1,298 件以下	2

- ・ 国民運動「COOL CHOICE (クールチョイス)」の啓発回数は、4回と順調に推移しています。
- ・ 市内から出たごみの1人1日当たりの排出量は、840g と減少しています。
- ・ 市内で排出された一般廃棄物のリサイクル率は、18.7%と増加しています。
- ・ 530 運動におけるごみの回収量は、14,900kg と着実に減少しています。
- ・ 市内で発生した不法投棄の件数は、1,420件と増加しています。
- 1 「市内から出たごみの1人1日当たりの排出量」と「市内で排出された一般廃棄物のリサイクル率」については、 関連計画のごみ処理基本計画の最終目標が2027(令和9)年度であるため、2030(令和12)年度値については新た に目標設定を行う際に検討します。
- 2 「530 運動におけるごみの回収量」と「市内で発生した不法投棄の件数」の 2030 (令和 12)年度目標値については、 戸田市第5次総合振興計画の後期の目標設定時に設定を行います。

(3)水循環・生物多様性保全プロジェクト

	基準	実績	目	標
項目	(年度)	2022 (令和4)年度	2025 (令和7)年度	2030 (令和 12)年度
緑地面積	568.43ha (2014(平成 26))	566.30ha ³ (2019(令和元))	1	概ね 570ha
市街化区域の緑被率	10.38% (2014(平成 26))	11.07% ³ (2019(令和元))	1	概ね 15%
緑化推進重点地区の緑被率	10.93% (2014(平成 26))	11.68% ³ (2019(令和元))	1	概ね 16%
下水道整備普及率	92.9% (2019(令和元))	96%	96.7%	2
BOD*環境基準*達成率	38% (2019(令和元))	63.8%	44%	50%以上

- ・ 緑地面積は、566.30haと概ね横ばいとなっています。
- ・ 市街化区域の緑被率は、11.07%と着実に増加しています。
- ・ 緑化推進重点地区の緑被率は、11.68%と着実に増加しています。
- ・ 下水道整備普及率は、96%と着実に増加しています。
- ・ BOD 環境基準達成率は、63.8%と2022(令和4)年度の時点で目標を達成しています。
- 1 「緑地面積」、「市街化区域の緑被率」、「緑化推進重点地区の緑被率」については、関連計画の戸田市緑の基本計画で 2025 (令和7)年度の目標値設定がないため、最終目標のみ設定します。
- 2 「下水道整備普及率」の 2030 (令和 12) 年度目標値については、戸田市第 5 次総合振興計画の後期の目標設定時に 設定を行います。
- 3 2019 (令和元)年度のデータを用いて 2020 (令和 2)年度に算出した値。 5 年に 1 度の算出のため直近のデータを 使用。

(4)環境交流プロジェクト

イベントや環境活動などによる環境啓発の推進

i i i i i i i i i i i i i i i i i i i					
	基準 2019(令和元)年度	実績	目標		
項目		2022	2025	2030	
		(令和4)年度	(令和7)年度	(令和12)年度	
とだ環境フェアの参加者数	274 人	248 人	300 人	330 人	
河川イベント参加者数	1,533人	2,000人	1,698人	1,836人	
とだグリーンウェイブ植樹 参加団体数	17 団体	10 団体	23 団体	28 団体	

- ・ とだ環境フェアの参加者数は、248人で基準年度に比べて減少しています。
- · 河川イベント参加者数は、大幅に増加しています。
- ・ とだグリーンウェイブ植樹参加団体数は、10団体で基準年度に比べて減少しています。

学校教育や講座、体験学習などによる環境学習の支援

1 MARIT HELL HANDE GOOD AND TO AND THE STATE OF THE STATE					
	基準	実績 目標		標	
項目	2019(令和元)年度	2022 (令和 4)年度	2025 (令和7)年度	2030 (令和 12)年度	
環境出前講座の実施回数	11 回	3 回	13 回	15 回	
彩湖自然学習センター授業の 実施校数	12 校	12 校	12 校	12 校	
自然学習講座の実施回数	31 🛽	32 回	35 回	35 回	

- ・ 環境出前講座の実施回数は、3回(小学校1校、保育園2園)で基準年度に比べて減少しています。
- ・ 彩湖自然学習センター授業の実施校数は、12 校で横ばいとなっています。
- ・ 自然学習講座の実施回数は、32回と着実に増加しています。

協働・連携による環境保全の推進

項目	基準 2019(令和元)年度	実績	目標	
		2022 (令和 4)年度	2025 (令和7)年度	2030 (令和 12)年度
共創のまちづくり補助金による 支援団体数	新規事業	5 団体	4 団体	4 団体
地域通貨戸田オール*を活用した 環境団体や環境に係る事業を 実施した団体数	4 団体	3 団体	4 団体	4 団体

- ・ 共創のまちづくり補助金による支援団体数は、5団体と2022(令和4)年度で目標を達成しています。
- ・ 地域通貨戸田オールを活用した環境団体や環境に係る事業を実施した団体数は、3団体と減少しています。

5 . 中間見直しにおける課題と対応

(1)「2050年ゼロカーボンシティ」宣言を視野に入れた、脱炭素施策の追加・拡充

- ・ 国は、2030(令和 12)年度までに温室効果ガス 46%削減(2013(平成 25)年度比) を目指すこと、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。
- ・ こうした動きを踏まえ、本市においても「2050 年ゼロカーボンシティ」宣言を視野に入れ、区域及び市の事務事業における脱炭素*施策・取組の追加・拡充、指標、目標の見直しが必要です。

(2)近年、激甚化する気象災害等気候変動への適応施策の拡充

- ・ 前計画策定以降も、災害・異常気象の頻発や気温上昇による熱中症*救急搬送者数 が増加しています。
- ・ 市民アンケート調査結果では、地球温暖化*防止と気候変動*への適応に関する取組 の中で、今後、市に特に力を入れてほしいと思う取組として、「気候変動がもたらす 気象災害への対応」が最も多く挙げられています。
- · グリーンカーテンやグリーンインフラ*など、気候変動の緩和と適応に寄与する施 策の追加・拡充が必要です。

(3) 資源循環分野等における、前計画策定以降の動きへの対応

- ・ 前計画策定以降、新たに「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の 施行が行われています。
- ・ 本市では、2023(令和5)年度にプラスチック*ごみの削減を企図した「プラスチック・スマートアクション」を策定しており、本計画においても、プラスチックごみの削減につながる施策・取組を追加・拡充し、整合を図ります。



脱炭素を軸とした施策・事業・目標の強化

第3章 計画の方向

1.基本理念と目指す将来像

(1)基本理念

環境基本条例第3条に基づき、本計画の基本理念を次のとおりとします。

基本理念

- 環境の保全及び良好な環境の創出、その継承による良好な環境の享受
- 環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会の構築
- 国際的視野と協力に基づく、地域の取組による地球環境の保全の積極的推進
- 各主体の適正な役割分担に基づく取組の推進

(2)目指す将来像

荒川のほとりに発展した住宅都市という本市の特性と、良好な環境を形成しながら将来 世代へ引き継いでいくという考えに基づき、目指す将来像を次のとおりとします。

目指す将来像

人・緑・水が輝き みんなでつくる環境都市 とだ

2.基本目標

目指す将来像に向けて、環境政策の分野別に、基本目標を次のように設定します。

基本目標 1【気候変動分野】

地球温暖化防止と気候変動への適応に取り組むまち

地球温暖化*と気候変動*が進んでおり、その影響は、生活の安心・安全を脅かすほどの気象災害などの形で身近にも現れてきています。

そのため、地球温暖化の防止(緩和策*)と気候変動の影響やリスク*への適応(適応策*)に取り組んでいくまちを目指します。

基本目標 2 【資源循環分野】

資源を大切に繰り返し使い、環境をきれいに保つまち

これまでの大量生産・大量消費型の経済社会活動が、世界各地での環境汚染や自然破壊、地球温暖化などの様々な環境問題につながっています。また、地域レベルでは、廃棄物の処理において環境への負荷が生じています。

そのため、資源を大切にして無駄を減らし、循環的な利用を行うとともに、環境をきれいに保つまちを目指します。

基本目標 3 【自然環境·生活環境分野】

心豊かに快適に暮らせる、自然環境と調和したまち

自然の豊かさを表す生物多様性*は、気候変動と並ぶ地球規模の環境問題の主要テーマです。本市では、荒川の水辺が生物多様性の要所となり、身近な自然とのふれあいをもたらし、心豊かで快適な暮らしに欠かせない資源となっています。また、良好な空気や水の質、静けさは、心豊かで快適な暮らしと良好な自然環境のどちらにとっても前提となるものです。

そのため、河川の水質汚濁や自動車の排気ガス、事業所からの騒音・振動などの公害の防止を図りながら、都市環境と自然環境が調和したまちを目指します。

基本目標 4 【環境学習分野】

みんなが環境を学び、環境の保全に取り組むまち

今日の複雑な環境問題は、暮らしや経済と表裏一体のものであり、改善・解決には市 民や事業者の取組が不可欠となっています。また、まちづくりにおいて安全で快適な環 境をつくっていくためにも、市民・事業者の協力、参加が必要です。

そのため、市民・事業者・市のそれぞれが環境について学んで考え、課題解決に取り組んでいくまちを目指します。

3.2050年脱炭素社会の実現に向けて

(1)脱炭素社会実現までの道筋

温室効果ガス削減目標

2030 年度における温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 46% 削減

さらに 50%削減 の高みを目指します。

2050 年度までに 脱炭素社会の実現 を目指します。

部門別削減目標への必要削減量(2021~2030年度の削減見込み量)

各部門の数値は、電力排出係数低減による自然減で見込まれている削減量(164.9t-CO₂)を 差し引いた必要削減量の数値となっています。

目標達成のためには、電力排出係数低減による自然減の数値とあわせて、約 288t-CO $_2$ の削減が必要です。



再生可能エネルギー導入目標

再生可能エネルギー導入目標として

17,500kW の導入 を目指します。

脱炭素社会実現に向けたロードマップ

脱炭素*社会実現に向けたロードマップでは、市民・事業者・市が2030(令和12)年度 までに取り組むべき行動、2050 (令和32)年度までに目指すべき戸田市域全体の姿を示し ます。市は、自らが率先し脱炭素施策を推進するとともに、市民・事業者の取組をサポー トし、オール戸田で脱炭素社会の実現を目指します。

2030
-000

省エネルギーの徹底

対 象			取組		
市	市民	事業者	↓以 ○相		
•	•	•	建物で消費するエネルギーは、創エネルギーと省エネルギーにより実質ゼロを推進		
• •		•	施設・設備の新設・更新時の省エネルギー設備導入、設備・ 機器の入れ替え		
			家電製品の買換え、住宅改修時の省エネルギー設備の導入		
•		•	設備・機器の運用管理による省エネルギー対策		
		•	省エネルギー型の事業活動の実施		



住宅・事業所・施設でのエネルギー利用は最小限に 2050

- ZEB・ZEHが広く普及している

 - 高効率でエネルギー消費の少ない技術が導入している AI技術やIoT技術によりエネルギーが常に最適化されている

再生可能エネルギーの利用拡大

2030

対 象			取組		
市	市民	事業者	9. 租		
•	•	•	再エネ100%電力の導入、推進		
•			施設・設備の新設・更新時の太陽光発電設備等導入 (PPAによる導入検討)		
	•	•	家庭・事業者への太陽光発電設備等の導入		



2050 エネルギーの脱炭素化が進んでいる

- 全ての公共施設へ太陽光パネルを設置
- 公共施設・家庭・事業者のエネルギーは再エネ100%
- 再生可能エネルギーが広く普及し、エネルギーの脱炭素化が進んでいる

2030

緑化
吸
収
源
双

対 象 取組 市民 事業者 敷地周辺の緑化、緑のカーテンの活用 友好・姉妹都市連携による森林整備

2050

- 自然が身近にあり、自然の多面的な機能が活用されている
 - 生物多様性に富んだ自然環境が守り育てられ、自然や緑を活かしたグリー ンインフラが進んでいる

2030

	対 象		मा ६०		
市	市民	事業者	取組		
•	•	•	電動車の導入、徒歩・自転車利用の促進、公共交通機関の利用促進		
•			充電インフラの充実に向けた施策		
•	•	•	テレワークやWeb会議の実施		

2050

移動による温室効果ガスが低減

- DXにより次世代の交通サービスが広く普及している
- ・ 電動車が広く普及している
- 自動運転の普及により、安全かつ大気環境が改善されている歩行者や自転車が安心して通行できる

2030

資源循環

対 象			取網		
市	市民	事業者	以		
•			フードドライブの実施		
	•		食品ロスの削減		
		•	食品廃棄物の削減・フードバンクの実施		
•	•	•	プラスチックスマートアクションの実施		
	•	•	マイバッグ・マイボトルの持参、プラスチック製容器包装等の削減		



2050

廃棄物を資源として生かす循環型社会の形成

・ 市民、事業者の環境意識が高まり、ごみの減量化や再資源化が進んでいる

2030

対 象			取組		
市	市民	事業者	4以《祀		
•			環境に関する情報発信、環境イベントの実施、環境に配慮した 物品の調達		
	•	•	エコライフDAYへの参加、環境イベントへの参加、協力 環境に配慮した製品やサービスの選択		



2050

-人ひとりが環境に優しいライフスタイルへ転換

- 市や地域・市民団体・事業者の交流・連携の推進がされている環境に配慮した行動が、自然と選択できるようになる

(2)脱炭素社会を実現した戸田市の姿



イラストの説明

電動車の充電インフラが適切に整備されている。

公園等に自然や緑を活かしたグリーンインフラが整備されている。

戸建て住宅には ZEH、集合住宅には ZEH-M、ビルには ZEB が標準化されている。

空きスペースを利用し、地域のコミュニティが形成されている。

無人航空機などの新技術を活用した配送支援が行われている。

自転車や歩行者が安心して利用できる道が整備されている。

学校や病院、市役所は、災害時に避難拠点として蓄電を活用できる。

市の施設に最大限再生可能エネルギーが導入、緑化もされている。

コミュニティバスが充実しており、自動運転も導入されている。

デマンドタクシーなどにより快適な移動が実現している。

河川の整備がされており、河川氾濫のリスクが減少している。

再生可能エネルギーが十分に供給されている。

第4章 将来像実現のための基本施策

1.計画の体系

計画の目指す将来像から主要な施策の展開までの計画の体系を、次のように設定します。

将来像

基本目標

基本方針

1 気候変動分野

地球温暖化防止と 気候変動への適応 に取り組むまち

基本方針1-1【地球温暖化対策実行計画】 脱炭素を推進し温室効果ガス

呪炭素を推進し温至効果カス 排出削減を図る

2 資源循環分野

資源を大切に繰り 返し使い、環境をき れいに保つまち

基本方針1-2 【気候変動適応計画】

防災や保健衛生など分野連携に より気候変動への適応を図る

基本方針 2 - 1

3Rを推進し資源の有効活用を 図る

基本方針 2 - 2

ごみの適正処理と環境美化を 図る

3 自然環境・生活環境分野

心豊かに快適に暮らせる、自然環境と 調和したまち

基本方針3-1

自然環境の保全と創出により、 生き物の保護を図る

基本方針3-2

まちづくりへの緑の活用を図る

基本方針3-3

生活環境の保全を図る

4 環境学習分野

みんなが環境を学び、環境の保全に取り組むまち

基本方針 4 - 1

情報発信と機会づくりを通じて 環境学習を進める

基本方針 4 - 2

環境保全活動を支援し活性化を 図る

人・緑・水が輝き

みんなでつくる環境都市

とだ

38

基本施策

省エネルギーの徹底

再生可能エネルギーの利用拡大

脱炭素都市づくり(移動の脱炭素化)

吸収源・オフセット対策

公共施設等のエネルギー対策の推進

気候変動がもたらす気象災害への対応

熱中症や感染症などの健康被害への対応

最新情報の提供等を含む、その他の気候変動への適応

3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進

プラスチックごみ問題への取組の推進

食品ロス問題への取組の推進

適正・円滑なごみ処理の推進

ごみ出しの適正化、不法投棄等の防止

美化活動と環境マナー普及の推進

自然環境の保全・再生・創出

野生生物の保護

特定外来生物等への対応

民間の建物や敷地の緑化の促進

公共空間の緑化の推進

家庭における緑化の促進

公害の防止

環境汚染等への対応

環境情報の整備・発信

環境学習の促進・支援

学校教育における環境学習の支援

環境保全活動の促進・支援

環境保全活動のネットワークづくり

事業者との協力体制づくり

重点プロジェクト

脱炭素・気候変動適応 プロジェクト

身近なエコ・資源循環 推進プロジェクト

水循環・生物多様性 保全プロジェクト

環境交流プロジェクト

2.基本方針と基本施策

分野別の基本目標のもとで、様々な取組を方向づける基本方針と基本施策を、次のように設定します。また、各分野における SDGs*との関連も示します。

(1) 気候変動分野

施策の方向性

- 基本目標 1「地球温暖化防止と気候変動への適応に取り組むまち」を実現していくためには、社会・経済や暮らしの質を保ちながら温室効果ガス*の排出を削減していくことと、気候変動の進行で予想される影響に備えることが重要となります。
- 温室効果ガスのほとんどはエネルギーの消費による二酸化炭素(エネルギー起源二酸化炭素)であり、その排出を減らす「低炭素*」、さらには最終的に全体としてゼロ(カーボンニュートラル*)とする「脱炭素*」の実現が、世界が長期的に目指すところです。
- 戸田市でも、2030(令和12)年度までに、市域の温室効果ガス排出量を2013(平成25)年度比で46%削減することを目標とします。実施する取組等の詳細は「第5章(1)脱炭素・気候変動適応プロジェクト」になります。
- 気候変動^{*}の進行で予想される影響は多岐にわたりますが、中でも水害などの気象災害と 熱中症^{*}などの健康被害への対策が重要と考えられます。
- 地球温暖化*対策は、温室効果ガス排出削減への取組である「緩和策*」と、すでに起こりつつある気象災害等による被害の回避や軽減を図るための取組である「適応策*」の両輪で推進することが必要です。

関連する SDGs

















脱炭素を推進し温室効果ガス排出削減を図る

基本施策

省エネルギー*の徹底

- ◆ 国民運動「デコ活^{*}」に基づき、市民・事業者に向けて、省エネルギー行動の啓発、 省エネ型の住宅・家電・機器・自動車の導入に向けた情報提供や導入支援などを行 い、日常の様々な場面での省エネルギー行動を推進。
- ◆ 事業活動により排出する温室効果ガス^{*}排出量の可視化や省エネルギー診断等の省 エネルギー対策を推進。
- ◆ 事業者への聞き取り等により省エネルギーの推進に向けた課題の抽出を検討。

再生可能エネルギー*の利用拡大

- ◆ 太陽光発電や蓄電システムなどについて、情報提供や導入・利用に向けた支援など を行い、再生可能エネルギーの利用を推進。
- ◆ 電力使用に伴う二酸化炭素排出量が実質ゼロとなる再生可能エネルギー由来電力 への切替を推進。
- ◆ 事業者との連携等による再生可能エネルギーの推進を検討。

脱炭素*都市づくり(移動の脱炭素化)

- ◆ 都市計画や交通施策において、平坦でコンパクトな本市の特性を活かし、都市機能の集積や公共交通機関の利便性の向上などにより、関連施策と連携しながら、市域のエネルギー利用の効率化・脱炭素化を推進。
- ◆ 県と連携し、埼玉版スーパー・シティプロジェクト*「コンパクトなまちづくり」 「スマート技術の活用」、「レジリエントが確保されたまちづくり」を推進。
- ◆ 電気自動車をはじめとした電動車*(EV*・FCV*・PHV*・HV)の普及を推 進するとともに、充電インフラを適切に整備。

吸収源*・オフセット*対策

- ◆ 森林環境譲与税(森林環境税)を活用し、公共施設改修時の木質化等の活用を検討。
- ◆ 友好・姉妹都市の森林保全とカーボンオフセット*・J-クレジットの活用・環境学習等による普及啓発。

公共施設等のエネルギー対策の推進

- ◆ 公共施設再編マネジメントアクションプランと連携し、施設の改修に合わせて省エネルギー設備の導入や太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用など、エネルギー対策を推進。
- ◆ 庁舎管理においては、省エネルギー設備の導入や電力の地産地消^{*}の継続などのエネルギー対策を推進。
- ◆ 電気自動車をはじめとした電動車の導入を促進。

戸田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)~市域全体で取り組むこと~

本市では、第4章の基本方針1-1を「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に位置づけ、市域全体から発生する温室効果ガス*の排出を削減するために、次の基本事項を基に、国が目指す脱炭素*社会の実現や県の目標に準じて、取組を進めていきます。

	基本事項				
計画	期間	2024(令和6)年度から 2030(令和12)年度までの7年間を計画期間とします。			
対象	とする温室効果ガス	地球温暖化対策推進法*第2条第3項で規定する7種の温室効果ガスを対象とします。(二酸化炭素(CO_2) メタン(CH_4) 一酸化二窒素(N_2O) ハイドロフルオロカーボン(HFC) パーフルオロカーボン(PFC) 六ふっ化硫黄(SF_6) 三ふっ化窒素(NF_3))			
温室	効果ガス排出削減目標	2030 (令和 12) 年度の温室効果ガス排出量を 2013 (平成 25) 年度比 46.0%削減とします。			
部門別主な取組等	産業・業務その他部門	・公共施設への省エネルギー*・再生可能エネルギー*設備の導入 ・市の事務事業におけるエネルギー使用量等の管理(事務事業編) ・環境配慮型システム等設置費補助金制度(事業者向け)の運用 など			
	家庭部門	・国民運動「デコ活*」の推進 ・環境配慮型システム等設置費補助金補助金制度(個人向け)の 運用 など			
取組	運輸部門	・電気自動車等導入費補助金制度の運用 ・自動車利用の自粛やエコドライブ*の普及啓発 など			
等 (一部)	廃棄物、その他の 温室効果ガス	・資源回収や再生品の利用促進 ・ごみの減量によるメタンや一酸化二窒素の削減 ・機器の適切な廃棄・回収等による代替フロン類*の適正処理 など			
	吸収源*対策 部門横断的対策	・緑のカーテン*の普及啓発 ・緑のネットワーク*化に向けた公共空間等の緑地の整備 ・環境関連講座による環境学習の推進 など			

防災や保健衛生など分野連携により気候変動への適応を図る

基本施策

気候変動*がもたらす気象災害への対応

- ◆ 全国各地で発生している経験値を超えるような豪雨には、気候変動の影響が指摘されている。気候変動の進行によるリスク*の増大を考慮し、市の防災や河川管理、下水道の各部署を中心に、国・県とも連携し、内水氾濫*や河川氾濫などの気象災害への備えを強化。
- ◆ 公園や緑地の整備において、自然や緑の働きを活かした取り組み(グリーンインフラ^{*})を推進。

熱中症*や感染症などの健康被害への対応

◆ 気候変動が気温上昇や猛暑をもたらし、熱中症の増加や感染症の発生など、健康被害の増加が懸念されるため、市の保健衛生や医療部門等を中心に、国・県とも連携し、熱中症や感染症の予防を強化。

最新情報の提供等を含む、その他の気候変動への適応

◆ 気候変動の影響は多岐にわたり、今後も新たな知見が出てくることが想定されることから、積極的に情報の収集を行うとともに関連部署への情報提供を実施。

戸田市気候変動適応計画

本市では、第4章の基本方針1-2を「戸田市気候変動適応計画」に位置づけます。国の「気候変動適応法*」に準じ、2021(令和3)年4月に埼玉県と戸田市の共同で設置した「戸田市気候変動適応センター*」では、気候変動*適応に関する取組を進めていきます。

基本事項				
計画期間	2024(令和6)年度から2030(令和12)年度までの7年間を計画期間とします。			
目標	防災や保健衛生など分野連携により気候変動への適応を図る			

気候変動の将来予測と本市の適応策の方向性

気候変動の将来予測

近年、地球温暖化*が要因と考えられる台風や豪雨等の気象災害が発生し、人々の暮らしに大きな影響を及ぼしています。また、熱中症*などの健康被害についても年々深刻化しており、すでに起こりつつある被害の回避や軽減を図るための適応策*の推進が求められています。気候変動に関する政府間パネル(IPCC)*の第6次評価報告書によると、向こう数十年の間に温室効果ガス*の排出が大幅に減少しない限り、21世紀中に世界平均気温の上昇が1850年~1900年を基準とした世界の平均気温と比べて1.5及び2を超えます。

埼玉県の状況

埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)改正版によると、県では日本の平均気温と比べて早いペースで気温が上昇しており、熊谷地方気象台の1897(明治30)年から2021(令和3)年までの気温上昇率は、100年に換算すると2.19 となっています。また、最近10年間(2011~2020年)の1時間降水量50mm以上の雨の平均年間発生回数は、統計期間の最初の10年間(1979~1988年)と比べて約10%増えています。

気候変動の影響により、現在までに県で起きている現象や将来の予測として、次のようなことが挙げられます。

分野	現在起きている現象	将来の予測
農業分野	埼玉県は、2020(令和2)年の農業産出額が	今後、農業生産への影響の恒常化が
	米で全国 18 位、野菜で全国8位の都市近郊農	懸念されます。また、気温上昇に伴い、
	業地域です。近年、夏季の高温・乾燥等による	水稲等の収量及び品質の低下や越冬
	様々な生理障害が米や野菜、果樹等において、	可能な害虫の増加が予測されていま
	広く確認されています。	す。
	また、令和元年度東日本台風では 133 件の農	
	地・農業用施設が被災しました。	
水環境・	2016(平成 28)年は利根川水系で、2017(平	今世紀末頃の河川流量を予測した
水資源分	成 29) 年は荒川水系で渇水が発生しました。	研究では、7~8月の最低流量が減少
野		し、渇水リスク*及び水質悪化の増加
		が懸念されています。
		また、暑熱による水需要の増加と渇
		水による水不足が重なった場合は給
		水の不足が懸念されます。

分野	現在起きている現象	将来の予測
自然生態系*分野	昭和初期に九州で初確認されたヨコヅナサシガメなどの南方系昆虫が、温暖化に伴う気温上昇等により、近年埼玉県内での生息がみられるようになりました。また、令和元年度東日本台風による大量の降雨で山間地域等から土砂が流出し、魚類の生息に重要である河川の瀬や淵が失われ、従来漁場であった水域で遊漁などができなくなっています。	今世紀末には、県内のブナ生育適地の大幅な減少が予測されています。 水温上昇に伴い、イワナなどの冷水性魚類の生息域が移動あるいは縮小するなど、生息魚類相に変化が生じることが予測されます。
自然災害 分野	最近 10 年間 (2011 (平成 23)年~2020 (令和 2)年)の 1 時間降水量 50mm 以上の雨の平均年間発生回数は、統計期間の最初の 10 年間(1979 (昭和 54)年~1988 (昭和 63)年)と比べて約 10%増えています。また令和元年東日本台風では、県内 14 箇所の雨量観測所の内、11 箇所で日降水量が観測史上 1 位を記録し、県管理河川の堤防決壊 2 箇所を含む 57 箇所において溢水・越水が発生し、内水によるものも含め、7,000 戸以上の家屋被害が発生しました。	今世紀後半に向けて線状降水帯などの強雨は増加していくと予測されており、洪水発生頻度及び土砂災害発生頻度の増加や山腹崩壊の同時多発化が懸念されます。
健康分野	県の平野部は、都市化の進行によるヒートアイランド現象*や、秩父山地を越えて西風が吹き下ろすことで気温が上昇するフェーン現象*などにより、全国的に見ても特に夏の気温が高くなる地域となっています。過去5年間(2015(平成27)年~2019(令和元年))とその前の5年間(2010(平成22)年~2014(平成26)年)の熱中症*による救急搬送者数を比較した場合、救急搬送者数の合計が約3千人増加、救急搬送者に占める高齢者の割合が約5ポイント上昇しています。	今後の更なる気温上昇に伴い、熱中 症搬送者数や死亡者数等の増加が懸 念されます。
県民生活 ・都市生 活分野	現在(2015(平成27)年~2020(令和2)年)と50年前(1965(昭和40)年~1970(昭和45)年)を比較すると、熊谷の年間熱帯夜*日数は18日、年間猛暑日*日数は15日増加しています。都市部においては、気候変動*による気温上昇にヒートアイランド現象による気温上昇が加わることで熱ストレスが増大し、睡眠障害、暑さによる不快感、屋外活動への影響等、都市生活における快適さに影響を及ぼしています。また、令和元年東日本台風の影響により、県西部で堤防の決壊や越水が発生し、県内の水道施設も複数被害を受けました。	今後、熱ストレスが増加することで 労働生産性が低下し、労働時間の経済 損失が発生することや、洪水による水 道施設被害や高濁度化のリスク*が 増加することが予測されます。

出典:「埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)改正版」(埼玉県)

市の適応策の方向性(戸田市気候変動適応センターの役割)

適応策*を効果的に実施するには、地球温暖化*の実態や将来予測など、気候変動*に関する情報が不可欠です。また、気候変動は予測の変動幅が大きく、一定の不確実性が伴うため、最新の情報や科学的知見の収集に努め、状況に応じた適応策の検討が重要です。そのため、関係機関との連携強化により、気候変動の影響や市が実施する適応策に関する情報発信を行うなど、適応策の推進を強化します。

市民に求められる行動

気温の上昇、降水量の増加、洪水、河川の流量、熱中症*、感染症などに対して、次のような行動が求められます。

- ハザードブックで水害の危険を知り、天候や河川の流量、避難場所等に関心を持つ。
- 台風や大雨の際には、できるだけ外出を控え、冠水した道路には入らず、川や水路に近寄らない。
- 気温や湿度の高い日には、こまめに水を飲む、エアコンを使う、日傘や帽子の活用、休養や 睡眠を十分にとるなど、熱中症に注意して過ごす。
- 虫よけの薬を使う、茂みや木陰では肌を覆うなど、虫刺されを防ぐ。

(2)資源循環分野

施策の方向性

- 基本目標 2「資源を大切に繰り返し使い、環境をきれいに保つまち」を実現していくためには、ごみ処理の制度に基づき 3 R*(リデュース(排出抑制) リユース(再使用) リサイクル(再生利用))を着実に行うとともに、適正なごみの処理・処分を実施することが重要となります。
- 街中のポイ捨てや、人目につきにくいところへの不法投棄などの不適正な行為が長年に わたって問題となっており、近年ではプラスチック*ごみによる環境汚染が世界的な課題 となっています。
- 省資源の観点から食品ロス*への関心が高まっています。

関連する SDGs









基本方針 2 - 1

3 Rを推進し資源の有効活用を図る

基本施策

3 R (リデュース・リユース・リサイクル)の推進

◆ 3 Rの中でも、まずはごみの発生・排出抑制を優先し、次いで再使用・再生利用を行うことが求められる。ごみになるものを減らす、ごみの排出を減らすことを啓発し、ごみの分別を徹底するとともに、協働*による資源回収や不用品の活用を図ることで、リデュース(排出抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再生利用)を推進。

プラスチックごみ問題への取組の推進

- ◆ 公共施設に給水スポットを整備し、マイボトル持参によるプラスチックごみの 削減に加え、熱中症*予防を推進。
- ◆ 近年、世界的な問題となっているプラスチックごみについて、国・県の取組と 連動し、啓発や情報発信に努める。

食品ロス問題への取組の推進

- ◆ 食べられる食料が大量に廃棄される食品ロスの問題について、国・県の取組や 食育等に関する取組との連携により、啓発や情報発信に努める。
- ◆ 市民(消費者)・事業者・市等の関係者相互の連携協力により、食品ロスの削減 に向けて取組を推進。

基本方針2-2 ごみの適正処理と環境美化を図る

基本施策

適正・円滑なごみ処理の推進

- ◆ 市のごみ収集・処理について、適正・円滑に実施。
- 災害により生じた廃棄物を円滑かつ迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画 に基づき、災害廃棄物^{*}の適正処理の体制構築に取り組む。

ごみ出しの適正化、不法投棄等の防止

◆ ごみ出しのルールとマナーの啓発や情報提供を行うとともに、ポイ捨て・不法 投棄の防止に努める。

美化活動と環境マナー普及の推進

- ◆ 関係部署との連携を強化し、地域の清掃活動、雑草繁茂・ごみの散乱等の防止、 ごみ屋敷*対策などの環境美化活動への支援、普及啓発を通じて市民意識の向 上を図る。また、不良な状態にあるときは、改善を求める。
- ◆ 歩行喫煙やたばこの吸い殻のポイ捨ての防止、ペットの糞*の持ち帰りなど、 様々な環境マナーの普及啓発に努める。

(3) 自然環境・生活環境分野

施策の方向性

- 基本目標3「心豊かに快適に暮らせる、自然環境と調和したまち」を実現していくためには、防災や防犯といった安心・安全の確保を前提としながら、市内の自然環境について保全と活用に努めること、道路や公園、建物などの緑化を進めること、生き物の種についての問題に的確な対応をすることが大きな課題となっています。
- 住みやすい環境を維持するためには、公害防止と環境基準*達成を継続することが重要なことから、それらに的確に対応することも大切です。

関連する SDGs















基本方針3-1

自然環境の保全と創出により、生き物の保護を図る

基本施策

自然環境の保全・再生・創出

- ◆ 緑の基本計画と連携し、荒川河川敷の豊かな自然環境の保全や再生に取り組む ことで、多種多様な生き物の生息環境を支え、生物多様性*の保全を推進。
- ◆ 川や道路、公園などの公共空間の緑化に合わせ、自然環境を創出し、水と緑の ネットワーク*形成を推進。
- ◆ 陸と海の 30%以上を健全な生態系*として効果的に保全する 30by30*に関し、 国や県の動向を踏まえながら取組を検討。
- ◆ 「自然共生サイト」の認定を市として取得、または市民・事業者の認定取得を 支援。

野生生物の保護

◆ 戸田ヶ原自然再生事業や河川環境の整備に取り組むことで、市内や流域の生態系において重要とされる種の保護について、関係機関と協力して、状況に応じた適切な対応を実施。

特定外来生物*等への対応

- ◆ 特定外来生物の駆除について、国や県の施策に準じて必要な措置を実施。
- ◆ 本来の生態系をかく乱する野生化したペットや外来種*などの生き物について、関係機関と協力して、状況に応じた適切な対応を実施。
- ◆ 動物の愛護*や適正な飼養に関する普及啓発に努め、県とともに、収容された犬 や猫の返還・譲渡促進により殺処分の減少に取り組み、動物の愛護と適正管理 を促進。
- ◆ 特定外来生物について、市のホームページなどを適切に活用し情報を周知。

基本方針3-2 まちづくりへの緑の活用を図る

基本施策

民間の建物や敷地の緑化の促進

◆ 事業所や集合住宅などの民間の建物や敷地の緑化を促すことにより、緑の景観 や緑陰の形成、雨水浸透*、都市熱*の緩和など、快適なまちづくりに緑を活用。

公共空間の緑化の推進

- ◆ 道路や公園などの公共空間の緑化により、緑の景観や緑陰の形成、雨水浸透、 都市熱の緩和など、まちづくりへの緑の活用を推進。
- ◆ 誰もが緑に親しめるように歩行空間の確保や回遊性とのバランスを考慮した 緑化整備を推進。

家庭における緑化の促進

家庭や菜園で緑を育てることについて、啓発や支援を行い、市域の緑の充実に つなげる。

基本方針3-3

生活環境の保全を図る

基本施策

公害の防止

- ◆ 公害の防止に向けて、国・県などと連携し、大気汚染や水質汚濁、騒音・振動などの監視と情報提供、発生源対策に努める。
- ◆ 事業所等を発生源とする騒音や悪臭などの公害苦情に対して、その苦情の原因者に助言や指導を行い、迅速・適切な対応をすることにより解決を図る。
- ◆ 事業者に公害防止に向けた取組や課題の聞き取りを行うなど、公害防止の推進 を図る。

環境汚染等への対応

◆ 有害化学物質*の流出事故や、災害の発生に伴う放射性物質*の拡散など、予期 しない環境汚染に対して、国・県などと連携して的確な対応を実施。

(4)環境学習分野

施策の方向性

基本目標4「みんなが環境を学び、環境の保全に取り組むまち」を実現していくためには、市民の意識や意欲に継続的に働きかけ学習を助けること、戸田市の地域資源*や文化、歴史を共有し継承と活用に努めること、市民や事業者による環境保全活動を活発にすることが大きな課題となっています。

関連する SDGs











基本方針 4 - 1

情報発信と機会づくりを通じて環境学習を進める

基本施策

環境情報の整備・発信

◆ 環境に関する多様な情報について、収集と整備、発信に取り組み、市民の環境 学習を支える。

環境学習の促進・支援

- ◆ 環境に関する講座やイベントなどを開催・支援し、市民の意識啓発、環境学習 促進につなげる。
- ◆ 友好・姉妹都市と連携した自然体験事業の実施。

学校教育における環境学習の支援

◆ 学校教育における児童・生徒の環境学習について、教材や人材を含めた学習機 会の提供などの支援を実施。

基本方針 4 - 2

環境保全活動を支援し活性化を図る

基本施策

環境保全活動の促進・支援

◆ 市民団体や事業者による環境保全活動について、活動の促進や支援を行い、活 性化につなげる。

環境保全活動のネットワークづくり

◆ 市や市民団体、事業者などが協力して環境保全活動に取り組めるネットワーク づくりを推進。

事業者との協力体制づくり

◆ 包括連携協定*などを活用し、事業者と協力した環境保全活動の体制づくりを 推進。

第5章 重点プロジェクトの展開

1.重点プロジェクトについて

(1)重点プロジェクトの考え方

38・39 ページの計画の体系における基本方針や基本施策を踏まえて、重点的に推進する取組を4つの重点プロジェクトとしてまとめています。市民・事業者・市の役割を具体化し、各主体が環境保全に取り組むことで、目指す将来像「人・緑・水が輝き みんなでつくる環境都市 とだ」の実現に向けた各分野における基本目標の達成を目指します。

人・緑・水が輝き みんなでつくる環境都市 とだ

【気候変動分野】

地球温暖化防止と 気候変動への適応に 取り組むまち

【資源循環分野】

資源を大切に繰り 返し使い、環境を きれいに保つまち

【自然環境·生活環境分野】

心豊かに快適に暮らせる、自然環境と 調和したまち

【環境学習分野】

みんなが環境を 学び、環境保全に 取り組むまち









環境交流プロジェクト・

脱炭素・気候変動適応 プロジェクト

- ・再生可能エネルギーの利用拡大
- ・公共施設等のエネルギー対策の推進
- ・吸収源・オフセット対策
- ・熱中症や感染症などの健康被害への対応
- ・最新情報の提供等を含む、その他の気候変動への適応

水循環・生物多様性保全プロジェクト

- ・自然環境の保全・再生・創出
- ・野生生物の保護
- ・特定外来生物等への対応
- ・公害の防止
- ・環境汚染等への対応
- ・家庭における緑化の促進

気候変動がもたらす

公共空間の緑化の推進

・民間の建物や敷地の緑化の促進

気象災害への対応

- ・省エネルギーの徹底
- ・脱炭素都市づくり (移動の脱炭素化)
 - ・3 R (リデュース・リュース・リサイクル)の推進
 - ・プラスチックごみ問題への取組の推進
 - ・食品ロス問題への取組の推進
 - ・適正・円滑なごみ処理の推進
 - ・ごみ出しの適正化、不法投棄等の防止
 - ・美化活動と環境マナー普及の推進
- ・環境情報の整備・発信
- ・環境学習の促進・支援
- ・学校教育における環境学習の支援
- 身近なエコ・資源循環推進 プロジェクト
- ・環境保全活動の促進・支援
- ・環境保全活動のネットワークづくり
- ・事業者との協力体制づくり

(2) 重点プロジェクトと基本施策の対応

各重点プロジェクトについて、基本施策との対応を示します。一つの重点プロジェクトの成果が刺激となって他の重点プロジェクトに波及し合う好循環の流れを生み、結果として市の環境が一体となって改善することが期待できます。例えば、プラスチック*ごみ問題への取組の推進は、地球温暖化*防止に直結することが期待できます。

基本施策と各重点プロジェクトの柱の関係は次のとおりです。 特に関連性が強い基本施策 関連する基本施策

基本方針	基本施策	(1)脱炭素・気候変動適応プロジェクト <プロジェクトの柱> 市域の温室効果ガス排出量削減の推進 市の事務事業による温室効果ガス排出量の削減 気候変動・気象災害への備えの強化			
	//> //> //> //> //> //> //> // // // //				
	省エネルギーの徹底				
	再生可能エネルギーの利用拡大				
1 - 1	脱炭素都市づくり(移動の脱炭素化)				
	吸収源・オフセット対策				
	公共施設等のエネルギー対策の推進				
	気候変動がもたらす気象災害への対応				
1 - 2	熱中症や感染症などの健康被害への対応				
	最新情報の提供等を含む、その他の気候変動への適応				
	3 R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進				
2 - 1	プラスチックごみ問題への取組の推進				
	食品ロス問題への取組の推進				
	適正・円滑なごみ処理の推進			0	
2 - 2	ごみ出しの適正化、不法投棄等の防止				
	美化活動と環境マナー普及の推進				
	自然環境の保全・再生・創出				
3 - 1	野生生物の保護				
	特定外来生物等への対応				
	民間の建物や敷地の緑化の促進	0		0	
3 - 2	公共空間の緑化の推進	0		0	
	家庭における緑化の促進	0		0	
3 - 3	公害の防止				
	環境汚染等への対応				
	環境情報の整備・発信	0		0	
4 - 1	環境学習の促進・支援	0		0	
	学校教育における環境学習の支援	0		0	
	環境保全活動の促進・支援	0		0	
4 - 2	環境保全活動のネットワークづくり	О		0	
	事業者との協力体制づくり	0		0	

また、新型コロナウイルス感染症への対応として、テレワーク*、オンライン教育やウェブ会議システムの利用が急速に進みました。これらは移動に伴う二酸化炭素の排出を削減しうるものであり、働き方や学び方の改革、生活の質の向上にもつながるものです。

さらに、環境をよくすることで経済を発展させ、経済が活性化することで、さらに環境 も良くなるという、環境と経済の好循環の達成に向けた取り組みを進め、環境保全と経済 発展の同時達成による持続可能な社会の実現を目指します。

(2) 身近なエコ・資源循環推進 プロジェクト <プロジェクトの柱> 身近なエコ活動の推進 資源循環の推進による環境負荷の低減 環境美化の推進		(3)水循環・生物多様性保全 プロジェクト <プロジェクトの柱> 水循環・生物多様性の保全の推進 まちづくりへの緑の活用の推進 生活環境の保全の推進		(4)環境交流プロジェクト <プロジェクトの柱> イベントや環境活動などによる環境啓発の推進 学校教育や講座、体験学習などによる環境学習の支援 協働・連携による環境保全の推進				
						0		0
						0		0
						0		0
						0		0
				0		0	0	0
						0	O	0
0					0	0		0
						0		0
						0	0	0
		0				0	0	0
						0	Ο	0
						0	0	0
	Ο					Ο	0	0
		\$1000000000000000000000000000000000000				Ο	Ο	Ο
						0	0	0
				Ο	0	Ο	Ο	Ο
						0	Ο	0
0						0		Ο
						0		0
						0	0	0
			0			0	Ο	0
	0		0			0		0
0	0	0	0	Ο	Ο		Ο	0
0	Ο		0	Ο	0	Ο		Ο
0	0		0	0	0	0		0
0	0	0	0	Ο	Ο		Ο	
0	Ο	0	0	Ο	0	0	0	
0	0	0	0	0	0			

2 . 各プロジェクトについて

(1)脱炭素・気候変動適応プロジェクト

2050 年までに、温室効果ガス*の排出量実質ゼロと生活の質の向上や持続可能な経済の発展を同時に達成する「脱炭素*社会」の実現が21世紀最大の課題となっています。本プロジェクトは、2050 年の脱炭素社会実現に向けた温室効果ガス排出削減策(「緩和策*」)と、気候変動*による被害の回避や軽減を図るための取組(「適応策*」)を推進するプロジェクトです。

「緩和策」については、これまでと同様に、市域の温室効果ガスの排出削減量と市の事業活動により排出される温室効果ガスの削減に取り組んでいきます。また、再生可能エネルギー*や電動車*の導入を促進します。

「適応策」については、「埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)改正版」に示されている適応策の方向性を踏まえ、本市における気候変動の影響への適応策を推進していきます。

【緩和策·適応策】 ● 再生可能エネルギーの利用拡大 ● 吸収源・オフセット対策 【緩和策】 【適応策】 ● 省エネルギーの徹底 ● 気候変動がもたらす気象災 害への対応 ● 脱炭素都市づくり (移動の脱炭素化) 熱中症や感染症などの健康 被害への対応 公共施設等のエネルギー対 策の推進 最新情報の提供等を含む、 その他の気候変動への適応 戸田市地球温暖化対策 戸田市気候変動適応計画(※2) 実行計画 (※1) 温室効果ガス排出量の削減 気候変動によるリスクへの備え

- 1 戸田市地球温暖化対策実行計画は、地球温暖化対策推進法*に基づいて策定するもので、戸田市域全体に関する「区域施策編」と、戸田市の事務事業に関する「事務事業編」の2編で構成されています。
- 2 気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」

脱炭素・気候変動適応プロジェクトの市の取組と市民・事業者の役割 新規の取組(前計画には記載のない取組)は【新規】としております。

プロジェクトの柱

(1) 市域の温室効果ガス排出量削減の推進【緩和策】

< 関連する主な基本施策 >

省エネルギー*の徹底 再生可能エネルギー*の利用拡大 脱炭素*都市づくり(移動の脱炭素化) 吸収源*・オフセット*対策

市の主な取組

- ◆ 環境配慮型システム等設置費補助金制度を実施します。
- ◆ 再生可能エネルギー由来電力への切替を支援します。【新規】
- ◆ 電気自動車等導入費補助金制度を実施します。
- ◆ 電気自動車用の充電設備を公共施設に設置します。【新規】
- ◆事業者の温室効果ガス*排出量の可視化や省エネルギー診断の受診等を支援します。【新規】
- ◆ 事業者への聞き取り等を実施します。
- ◆ 自立・分散型エネルギー*システムを推進します。
- ◆ 新技術開発支援事業を運用します。
- ◆ 歩行空間・自転車通行空間の整備を実施します。
- ◆ 公共交通機関やシェアサイクルの利用促進を図ります。
- ◆ 友好・姉妹都市との森林保全等によるカーボンオフセット*を実施します。【新規】

市民の役割

- ◆ 家電製品の買換えや住宅改修の際には省エネルギー設備を積極的に取り入れます。
- ◆ 太陽光発電、蓄電、燃料電池*、HEMS*(住宅エネルギー管理システム)などの環境負荷の 少ないエネルギーシステムの導入を進めます。
- ◆ 住宅新築時にエネルギー性能の高い設計やZEH*(ネット・ゼロ・エネルギーハウス)を取り 入れます。
- ◆ 再生可能エネルギー由来の電力を使用します。
- ◆ 自家用車の購入・買換えの際には、電気自動車等の環境負荷の少ない車種を導入します。
- ◆ 近くへの移動は自動車の利用をなるべく控え、徒歩か自転車で移動します。
- ◆ 公共交通機関を活用します。
- ◆ 燃やすごみを出す際は、生ごみを水切りし、戸田市推奨ごみ袋を使用します。【新規】

事業者の役割

- ◆ 設備・機器の入替えや建物の改修の際には省エネルギー*設備を積極的に取り入れます。
- ◆ 太陽光発電、蓄電、燃料電池*、BEMS*(ビルエネルギー管理システム)などの環境負荷の 少ないエネルギーシステムの導入を進めます。
- ◆ 建物新築時にエネルギー性能の高い設計やZEB*(ネット・ゼロ・エネルギービル)を取り入れます。
- ◆ 再生可能エネルギー*由来の電力を使用します。
- ◆ 省エネルギー型の事業活動を行います。
- ◆事業活動により排出する温室効果ガス*排出量の可視化や省エネルギー診断を受診します。
- ◆ 社用車の購入・買換えの際には、電気自動車等の環境負荷の少ない車種を導入します。
- ◆ 近くへの移動は自動車の利用をなるべく控え、徒歩か自転車で移動します。
- ◆ 公共交通機関を活用します。
- ◆ 可能な範囲でリモートワーク*を実施します。
- ◆ 地球温暖化*対策を実施するための計画(地球温暖化対策計画)を策定し、市に提出します。(年間のエネルギー使用量(原油換算)が1,500キロリットル以上の事業者)

プロジェクトの柱

(1) 市の事務事業による温室効果ガス排出量の削減 【緩和策】

< 関連する主な基本施策 >

公共施設等のエネルギー対策の推進

市の主な取組

- ◆ 蕨戸田衛生センター*で発電した電力を利用します。
- ◆ 公共施設への省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入を促進します。
- ◆ 公用車の電動化を推進します。
- ◆ 再生可能エネルギー由来の電力を調達します。【新規】

市民の役割

◆ 公共施設を利用する際には、レンタルスペースのこまめな消灯や空調の適正利用など、できる 範囲で省エネルギー対策へ協力します。

事業者の役割

◆ 公共施設を利用する際には、レンタルスペースのこまめな消灯や空調の適正利用など、できる 範囲で省エネルギー対策へ協力します。

プロジェクトの柱

(1) 気候変動・気象災害への備えの強化【適応策】

< 関連する主な基本施策 >

気候変動*がもたらす気象災害への対応 熱中症*や感染症などの健康被害への対応 最新情報の提供等を含む、その他の気候変動への適応

市の主な取組

- ◆ 戸田市気候変動適応センター*から熱中症などに関する情報を発信します。
- ◆ 水害に対する意識啓発や情報発信を行います。
- ◆ 河川氾濫に備え、治水対策を推進します。
- ◆ 内水氾濫*に備え、雨水排水対策を推進します。
- ◆ グリーンインフラを推進して、公園や緑地による気象災害を低減する機能を強化します。【新規】
- ◆ 災害廃棄物*の適正処理の体制を構築します。
- ◆ 熱中症や感染症などの健康被害への取組を行います。
- ◆ クールスポット(クールシェア・クールオアシス*)を設置し、周知を行います。

市民の役割

- ◆ 気候変動に関心を持ち、生活への影響などについて考えます。
- ◆ 災害時に備え、戸田市ハザードブック*を活用し避難経路や避難所の確認をします。
- ◆ 自宅周辺の落ち葉やごみを取り除き、雨水が溜まる環境を極力減らします。
- ◆ 雨水貯留施設を導入します。
- ◆ 熱中症や感染症に関する情報を収集し、予防に努めます。

事業者の役割

- ◆ 気候変動に関心を持ち、事業活動への影響などについて考えます。
- ◆ 災害時に備え、戸田市ハザードブックを活用し事前の対応を進めます。
- ◆ 事業所周辺の落ち葉やごみを取り除き、雨水が溜まる環境を極力減らします。
- ◆ 雨水貯留施設を導入します。
- ◆ 熱中症や感染症に関する情報を収集し、従業員同士で情報共有するとともに、予防に努めます。

プロジェクトの進捗度合を管理する代表的な指標

【緩和策】

百口	基準	目標		
項目	(年度)	2025 (令和7)年度	2030 (令和 12)年度	
市域の温室効果ガス*削減率	842,679t-CO	32.5%	46%	
11域の温重効果ガス 削減率	(2013(平成25))	32.5%		
市域の再生可能エネルギー*導入量	10,899kW	13,400kW	17,500kW	
(累計)	(2022(令和4))	13,400KW		
環境配慮型システム等	153 件	180 件	180 件	
設置費補助実績	(2019(令和元))	100 17		
電気自動車等導入費補助実績	16 件	40 件	40 件	
(EV* · PHV* · FCV*)	(2019(令和元))	40 17		
 自転車通行空間の整備	7.35km	14.25km	18.5km	
日松半週1111日の電桶	(2019(令和元))	14.23KIII		
コミュニティバス*「toco」の	367,996 人	370,000 人	1	
年間利用者数	(2018(平成30))	370,000 人		
市事務事業の温室効果ガス排出量	11,528 t-CO ₂	35.3%	50%	
(削減率)	(2013(平成25))	33.3%		
公用車への電動車*導入				
実績(割合)(2)	一部新規	100%(調整中)	100%(調整中)	
(代替可能な電動車がない場合等を除く、				
新規導入・更新について) 市域の電力使用量		調整中	 調整中	
中域の電力使用重	新規	间盤甲	间 盤甲	

- 1 「コミュニティバス「toco」の年間利用者数」の2030(令和12)年度目標値については、戸田市 第5次総合振興計画の後期の目標設定時に設定を行います。
- 2 前回の計画における公用車への電気自動車導入実績(割合)の指標については、国の施策に準じ、 指標内容の見直しを行いました。(電動車:EV、PHV、FCV、HV)

【適応策】

項目	基準	目標		
坦	(年度)	2025 (令和7)年度	2030 (令和 12)年度	
自主防災会に防災士*がいる	63.8%	100%	1	
割合	(2019(令和元))	100%		
 さくら川護岸改修整備率	46.8%	60.1%	1	
とくり川護庁以修罡備卒	(2019(令和元))	00.190		
T 1. ±5 (# - +	72.0%	73.5%	,	
雨水整備率(2)	(2019(令和元))	16.5ha	1	
公共施設でのクールシェア・	新規	 16 施設	16 施設	
クールオアシス [*] 実施数	初17元	10 /厄克	10 //但記文	

- 1 「自主防災会に防災士がいる割合」、「さくら川護岸改修整備率」と「雨水整備率」の 2030 (令和 12)年度目標値については、戸田市第5次総合振興計画の後期の目標設定時に設定を行います。
- 2 下水道(雨水)の整備率及び整備予定面積(土地区画整理事業区域は除く)

(2) 身近なエコ・資源循環推進プロジェクト

資源循環を中心に、環境に配慮したライフスタイル*の普及に向けて、多くの人が日常的に取り組みやすい行動や日常生活に密接に関連する取組を推進します。本プロジェクトでは、節電・省エネルギー*行動をはじめ、3R*(リデュース・リユース・リサイクル)プラスチック*ごみや食品ロス*問題、環境美化に関することなどを取り上げています。

「環境は足元から」を合言葉に、日常生活の中で無理なく楽しんでできることから始め、 市民・事業者・市がそれぞれの役割を果たすことで環境向上への大きな力とし、環境負荷 の少ない循環型社会*の実現を目指しましょう。

身近なエコ・資源循環推進プロジェクトの市の取組と市民・事業者の役割 新規の取組(前計画には記載のない取組)は【新規】としております。

プロジェクトの柱

(2) 身近なエコ活動の推進

< 関連する主な基本施策 >

省エネルギーの徹底 脱炭素*都市づくり(移動の脱炭素化) 気候変動*がもたらす気象災害への対応 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進 家庭における緑化の促進

市の主な取組

- ◆ 国民運動「デコ活*」を推進します。
- ◆ 緑のカーテン*の普及啓発を行います。
- ◆ 自動車利用の自粛やエコドライブ*の普及啓発を行います。
- ◆ フードマイレージ*や食料の地産地消*に関する啓発や取組を行います。
- ◆ 水の利用についての普及啓発を行います。
- ◆ 地球にやさしい製品やグリーン購入*の実践・普及啓発を行います。

市民の役割

- ◆ 国民運動「デコ活」への関心を持ち、日常生活でできることを実践します。
- ◆ 緑のカーテンを活用します。
- ◆ 自動車の利用をなるべく控え、運転する際にはエコドライブを心がけます。
- ◆ 食品購入の際には、埼玉県産の農産物を選択します。
- ◆ 節水を心がけます。
- ◆ 環境に配慮した製品やサービスに関心を持ち、選択します。
- ◆ 宅配の受取にあたっては、宅配ボックスの設置や置き配の利用など再配達とならないよう努めます。

事業者の役割

- ◆ 国民運動「デコ活*」への関心を持ち、事業活動において実践します。
- ◆ 緑のカーテン*を活用します。
- ◆ 自動車の利用をなるべく控え、運転する際にはエコドライブ*を心がけます。
- ◆ 埼玉県産の農産物に関心をもち、事業活動に取り入れます。
- ◆ 節水を心がけます。
- ◆ 環境に配慮した製品やサービスを選択・提供します。
- ◆ 宅配ボックスの整備等を通じた、駅やコンビニエンスストア等での受取方法の多様化を促進し、 再配達の削減を図ります。

プロジェクトの柱

(2) 資源循環の推進による環境負荷の低減

< 関連する主な基本施策 >

3 R*(リデュース・リユース・リサイクル)の推進 プラスチック*ごみ問題への取組の推進 食品ロス*問題への取組の推進 適正・円滑なごみ処理の推進

市の主な取組

- ◆ ごみ出しと分別の適正化を図ります。
- ◆ 市内在住の外国人の方に向けて、ごみ集積所の看板やごみの出し方マニュアルの外国語版を作成し、ごみの分別や排出マナーの向上を図ります。
- ◆ 事業系ごみの適正処理を促します。
- ◆ 資源回収や再生品の利用を促進します。
- ◆ ごみの減量によりメタンや一酸化二窒素の削減を図ります。
- ◆ 環境負荷の少ない冷媒機器を選択し、機器の適切な廃棄・回収等の啓発により代替フロン類*の 適正処理を図ります。
- ◆ 生ごみの資源化を推進するため、生ごみ処理機購入費補助金制度を実施します。
- ◆ 戸田市版プラスチック・スマートアクションに基づき、プラスチックごみ問題に関する取組や 啓発を推進します。【新規】
- ◆ マイボトルに注ぐタイプの給水機を公共施設に設置します。【新規】
- ◆ 食品ロス問題に関する取組を推進します。
- ◆ 蕨戸田衛生センター*において安定したごみ処理を継続するとともに、施設の老朽化を踏まえて、建て替えや大規模改修、防災・災害対策を含めた今後のあり方について検討します。

市民の役割

- ◆ ごみ出しのルールを守り、分別を正しく行います。
- ◆ 中古品・再生品を積極的に利用します。
- ◆ 環境負荷の少ない冷媒機器を選択し、代替フロン類*が使用されている家電を廃棄する際は、購入店か県の登録業者に依頼し適切に処理します。
- ◆ 生ごみを自家処理し、資源化を実践します。
- ◆ プラスチック*ごみ問題の現状を知り、プラスチックごみを減らすように努めます。
- ◆ プラスチック製容器包装の分別を適切に行い、資源の適切な回収につなげます。
- ◆ マイバッグ・マイボトルを持参します。
- ◆ 食品ロス*問題の現状を知り、食品ロスを減らすように努めます。
- ◆ 食品を無駄に買わないよう心がけ、買ったものは使い切り、食べきります。
- ◆ フードドライブ*などの食品有効利用に向けた取組に協力します。【新規】

事業者の役割

- ◆ 資源の分別や回収ルールの徹底など、廃棄物処理を正しく行います。
- ◆ 再生資源利用製品について関心を持ち、事業活動に取り入れます。
- ◆ 環境負荷の少ない冷媒機器を選択し、代替フロン類が使用されている機器の点検・管理による 漏えい防止に努め、廃棄の際には適切な回収・処理を行います。
- ◆ 事業活動において発生する生ごみの資源化や適正処理を行います。
- ◆ プラスチック製容器包装の削減に向けて取り組みます。
- ◆ マイボトルを持参します。
- ◆ バイオプラスチック*などの代替素材に関心を持ち、事業活動に取り入れます。
- ◆ プラスチック製品の製造にあたっては、より持続可能性が高まることを前提に再生可能性の観点から再生素材や再生可能資源(紙・バイオプラスチック等)に適切に切り替える Renewable (リニューアブル)を実施します。【新規】
- ◆ 食品廃棄物の削減に向けて取り組みます。
- ◆ フードドライブやフードバンク*などの食品有効利用に向けた取組に協力します。

プロジェクトの柱

(2) 環境美化の推進

< 関連する主な基本施策 >

適正・円滑なごみ処理の推進 ごみ出しの適正化、不法投棄*等の防止 美化活動と環境マナー普及の推進

市の主な取組

- ◆ 美化活動と環境マナーの普及を行います。
- ◆ 駅前の喫煙制限区域の巡回強化や指導等による路上喫煙対策を推進します。
- ◆ プラスチック*ごみの取組として、530 運動*をはじめとしたまちの清掃活動が、川や海のごみ 削減につながることを周知します。
- ◆ 不法投棄の早期発見と未然防止のため、パトロール等の監視体制を強化します。
- ◆ 放置自転車対策を推進します。

市民の役割

- ◆ ごみのポイ捨てや不法投棄をせず、環境美化に努めます。
- ◆ たばこの吸い殻は灰皿などの適切な場所へ処理します。
- ◆ 歩行喫煙や喫煙制限区域内での路上喫煙はしません。
- ◆ ペットの糞*は持ち帰ります。
- ◆ 自転車は決まった駐輪場所に停めるなど、自転車利用のルールを守ります。
- ◆ 地域の清掃活動などに関心を持ち、積極的に参加します。

事業者の役割

- ◆ 清掃活動の実施など、事業所周辺の環境美化に努めます。
- ◆ 事業活動において発生したごみは、処理業者、処分ルート、処理方法などについて責任をもって把握し、不法投棄や不適正処理を防止します。
- ◆ 事業所周辺における駐輪対策を徹底します。

ポイ捨てや路上喫煙への取組

市では、ポイ捨て・飼い犬の糞放置・歩行喫煙の防止を目的とした戸田市ポイ捨て等及び歩行喫煙をなくす条例に基づき、環境美化の取組を推進しています。

特に、人の往来が多い駅前の喫煙制限区域では、環境美化はもちろんのこと、喫煙行為による危険を防ぎ、喫煙しない方の健康を守るため、巡回啓発員の配置、指導等を経て最終的に過料を科すなど、路上喫煙対策を強化しています。

戸田市推奨ごみ袋

ごみ袋の焼却時に排出される温室効果ガスの低減や、ごみ集積所の景観改善・環境衛生の向上を図るため、「花火」と「サクラソウ」をデザインした「戸田市推奨ごみ袋」を導入しました。

推奨ごみ袋には、ポリエチレン 100 パーセントのポリ袋と比較して、燃焼時に発生する 温室効果ガスの排出を 2 割以上抑える素材を使用しています。

なお、指定袋ではないため、これまでどおり透明や半透明のごみ袋もご利用いただけます。

ごみの水切りは大切

生ごみの約8割が水分とも言われています。焼却する廃棄物の中に水分が多く含まれていれば、水分の蒸発に熱が使われ、それだけ廃棄物の燃焼効率が低下します。特に、廃棄物の焼却熱の有効利用を行っている廃棄物焼却施設の、熱利用効率が低下します。

また、水切りを行うことによって、日々のごみ出し・ごみ収集が楽になることや、臭いが減る等のメリットがあります。

プロジェクトの進捗度合を管理する代表的な指標

項目	基準	目標	
坦	(年度)	2025 (令和7)年度	2030 (令和 12)年度
国民運動「デコ活*」の啓発回数	新規事業	2 回以上	2 回以上
市内から出たごみの 1人1日当たりの排出量	895g (2019(令和元))	680g	1 (2027(令和 9) :661g)
市内で排出された 一般廃棄物*のリサイクル率	18.1% (2018(平成 30))	23.5%	1 (2027(令和 9) :25%)
530 運動*におけるごみの回収量	16,460kg (2018(平成 30))	16,460kg 以下	2
市内で発生した不法投棄*の 件数	1,298 件 (2019(令和元))	1,298 件以下	2

- 1 「市内から出たごみの1人1日当たりの排出量」と「市内で排出された一般廃棄物のリサイクル率」については、関連計画のごみ処理基本計画の最終目標が2027(令和9)年度であるため、2030(令和12)年度値については新たに目標設定を行う際に検討します。
- 2 「530 運動におけるごみの回収量」と「市内で発生した不法投棄の件数」の 2030 (令和 12)年度 目標値については、戸田市第5次総合振興計画の後期の目標設定時に設定を行います。

(3)水循環・生物多様性保全プロジェクト

水と緑のネットワーク*形成を中心として、生物多様性*を支える自然環境・生態系*の保全、市民の生活環境の保全についての取組を推進します。また、緑を活用したまちづくりが進むことにより、自然環境の創出だけではなくヒートアイランド対策や雨水排水対策などの気候変動*への適応にもつながるため、自然環境の保全と気象災害への対応の両側面から取組を強化します。

水循環・生物多様性保全プロジェクトの市の取組と市民・事業者の役割

プロジェクトの柱

(3) 水循環・生物多様性の保全の推進

< 関連する主な基本施策 >

自然環境の保全・再生・創出 野生生物の保護 特定外来生物*等への対応

市の主な取組

- ◆ 戸田ヶ原自然再生事業などにより荒川堤外の生物多様性の保全を推進します。
- ◆ 市域の自然環境の調査を実施します。
- ◆ 特定外来生物のアライグマについて、県の防除計画に基づいて捕獲します。
- ◆ 自然環境に配慮した親水性の高い河川護岸を整備します。
- ◆ 市管理河川の水質改善を図ります。
- ◆ 関係機関と協力し、戸田ボートコースの水質維持・水草対策に参画します。
- ◆ 下水道の整備と改善を図ります。

市民の役割

- ◆ 自然環境や生き物について関心を持ち、ふれあいを楽しみます。
- ◆ 自然環境とふれあうときには、生態系を損なわないようマナーを守り、自然保護に努めます。
- ◆ 野生生物への正しい接し方を理解し、実践します。
- ◆ペットの管理を適切に行い、生態系を守ります。
- ◆ 河川や水辺について関心を持ち、ふれあいを楽しみます。
- ◆ 下水環境を快適に保つために、家庭で出た油などはそのまま流さず、ふき取ります。

事業者の役割

- ◆ 開発等において、自然環境保全への理解を示し、協力します。
- ◆ 生き物の取り扱いに関するルールを順守します。
- ◆ 事業活動における適正な排水処理を実施します。
- ◆ 事故等による有害物の流出を防止するよう、徹底します。

プロジェクトの柱

(3) まちづくりへの緑の活用の推進

< 関連する主な基本施策 >

気候変動*がもたらす気象災害への対応 民間の建物や敷地の緑化の促進公共空間の緑化の推進 家庭における緑化の促進

市の主な取組

- ◆ 公共施設の緑化や既設の緑の適切な維持管理を推進します。
- ◆ 公園リニューアル計画に基づき、身近な公園・緑地を活用します。
- ◆ 緑のネットワーク*化へ向けた公共空間等の緑地を整備します。
- ◆ 保存樹木*補助金制度を実施し、土地所有者等の協力により緑の保全を行います。
- ◆ 生け垣等設置奨励補助金制度を実施し、民間の建物や敷地の緑化の支援を行います。
- ◆ 民間の開発において、緑化の指導を行います。
- ◆ 未利用区画を利用し緑化を推進します。

市民の役割

- ◆ 公園等の公共の緑に親しみを持ち、保全や創出に協力します。
- ◆ 市や事業者との協働*による緑の維持管理へ協力・参加します。
- ◆ 緑化に関する各種補助金制度について情報収集し、活用します。
- ◆ 植物に親しむことや園芸などの実践により、住まい周辺の緑化に努めます。
- ◆ 所有する土地や樹木を適切に管理します。

事業者の役割

- ◆ 公園等の公共の緑に親しみを持ち、保全や創出に協力します。
- ◆ 市や市民との協働*による緑の維持管理へ協力・参加します。
- ◆ 所有する建物や敷地周辺の緑化に努めます。
- ◆ 所有する土地や樹木を適切に管理します。
- ◆ 開発等において、積極的に緑化を進めます。

プロジェクトの柱

(3) 生活環境の保全の推進

< 関連する主な基本施策 >

公害の防止 環境汚染等への対応

市の主な取組

- ◆ 浄化槽の設置と適正な維持管理について啓発や指導を行います。
- ◆ 環境に配慮した設備の導入を行う企業に支援を実施します。
- ◆ 関係機関と連携し、公害発生防止への対策や環境汚染等への対応を行います。

市民の役割

- ◆ 浄化槽を利用する場合は、適切な維持管理を行います。
- ◆ 近所迷惑となる音や臭いを出さないように心がけます。

- ◆ 公害発生の防止のために対策を講じます。
- ◆ 浄化槽を利用する場合は、適切な維持管理を行います。
- ◆ 事業活動において、騒音や振動、悪臭が発生しないように対策を講じます。

プロジェクトの進捗度合を管理する代表的な指標

话口	基準	目標		
項目	(年度)	2025 (令和7)年度	2030 (令和 12)年度	
緑地面積	568.43ha	1	坝+o 570ho	
が水上に回げ負	(2014(平成 26))	ı	概ね 570ha	
市街化区域の緑被率	10.38%	1	概ね 15%	
门1111111111111111111111111111111111111	(2014(平成 26))	ı		
緑化推進重点地区の緑被率	10.93%	1	畑40.460/	
総化作進量点地区の総板率	(2014(平成 26))	1	概ね 16%	
下水道整備普及率	92.9%	96.7%	2	
下小垣空湘百及平	(2019(令和元))	90.790		
為化嫌法空栓本空旋变 (2)	30.4%	22 00%	35.0%	
净化槽法定検査実施率(3) 	(2019(令和元))	33.0%		

- 1 「緑地面積」、「市街化区域の緑被率」、「緑化推進重点地区の緑被率」については、関連計画の戸田市緑の基本計画で2025(令和7)年度の目標値設定がないため、最終目標のみ設定します。
- 2 「下水道整備普及率」の 2030 (令和 12)年度目標値については、戸田市第5次総合振興計画の 後期の目標設定時に設定を行います。
- 3 前計画における BOD*環境基準*達成率の指標については、目標の達成状況に鑑みて、新たに「浄化槽法定検査実施率」へと指標を変更し設定しております。

(4)環境交流プロジェクト

本プロジェクトでは、これまでに挙げた3つのプロジェクトの推進効果を高めるため、 情報発信の強化や環境学習の支援に取り組みます。また、市や地域・市民団体・事業者の 交流・連携の推進についても取り組んでいきます。

環境に関心を持ち、市や地域・市民団体・事業者が行う環境イベントや環境活動に参加することで、人々との交流を広げ、地域の環境課題の解決に向けて協働*で取り組みます。 また、子どもたちの環境学習を支援し、環境保全を未来につないでいきましょう。

環境交流プロジェクトの市の取組と市民・事業者の役割

新規の取組(前計画には記載のない取組)は【新規】としております。

プロジェクトの柱

(4) イベントや環境活動などによる環境啓発の推進

< 関連する主な基本施策 >

環境情報の整備・発信 環境保全活動の促進・支援 事業者との協力体制づくり

市の主な取組

- ◆ 環境に関するイベントや活動を企画・開催し、環境啓発を行います。
- ◆ 市や市民団体などが行っている環境活動や、環境に関わる情報を整理し、発信します。
- ◆ SNSの活用など、発信方法の多様化を図り、環境情報の発信強化に取り組みます。

市民の役割

- ◆ 環境に関心を持ち、環境に関するイベントや活動、環境情報について調べます。
- ◆ 関心のある環境イベントや環境活動に参加します。

- ◆ 環境に関するイベントや活動に関心を持ちます。
- ◆ 関心のある環境イベントや環境活動に参加し、環境啓発に協力します。
- ◆ 環境情報を収集し、事業を通して環境活動に取り組みます。

プロジェクトの柱

(4) 学校教育や講座、体験学習などによる環境学習の支援

< 関連する主な基本施策 >

環境学習の促進・支援 学校教育における環境学習の支援 事業者との協力体制づくり

市の主な取組

- ◆ 学校教育において環境教育・環境学習の機会を提供します。
- ◆ 市による出前講座の開催や、市民団体等による出前講座を支援することで、環境学習の機会を 提供します。
- ◆ 環境体験学習を開催し、体験や交流の機会を提供します。
- ◆ 職員への環境教育に取り組むことで、環境に対する意識を高めます。

市民の役割

- ◆ 環境に関心を持ち、自ら学びます。
- ◆ 自分の知識や経験を活かし、子どもの環境教育・環境学習を支援します。
- ◆ 出前講座などを活用し、子どもの環境学習を支援します。
- ◆ 体験学習を通じて、子どもが環境とふれあう機会を支援します。

- ◆ 従業員の環境教育を進めます。
- ◆ 事業を通じて培ったノウハウなどを活かし、市民や子どもの環境学習を支援します。

プロジェクトの柱

(4) 協働・連携による環境保全の推進

< 関連する主な基本施策 >

環境保全活動の促進・支援 事業者との協力体制づくり 環境保全活動のネットワークづくり

市の主な取組

- ◆ 市民団体やボランティア活動を支援することで、環境活動への参加機会の充実や交流の促進を図り、環境活動のネットワークづくりを進めます。
- ◆ 会議やアンケートを通して、市民や事業者等のニーズの把握に取り組みます。
- ◆ 公民連携*による環境活動の推進や包括連携協定*を活用した手法について検討します。
- ◆ 友好・姉妹都市など、自治体間連携による環境保全活動を推進します。【新規】

市民の役割

- ◆ 環境活動に参加することで、地域の交流を深め、地域の環境保全に努めます。
- ◆ 環境に関する会議やアンケートに協力します。

- ◆ 地域の環境活動に参加・協力し、交流を深めます。
- ◆ 環境に関する会議やアンケートに協力します。
- ◆ 公民連携や包括連携協定により、市と協働*で環境活動に取り組みます。

環境交流プロジェクトにおける取組の紹介

環境関連イベントの企画・開催

環境に関心をもってもらえるよう、環境啓発につながるイベントを毎年開催しています。 市民団体、町会・自治会、企業など、多くの方々にご協力いただいています。

<環境関連イベント>

とだ環境フェア、戸田ヶ原さくらそう祭り、笹目川秋フェスタなど

環境活動の企画・開催

環境保全を身近に感じていただけるよう、皆さんに参加していただける環境活動を行っています。交流機会の場にもなるため、多くの方々にご参加いただいています。

<環境活動>

戸田 530 運動*、とだグリーンウェイブ、荒川クリーンエイド など

環境関連講座による環境学習

子どもから大人まで、皆さんに気軽に環境に関する知識を学んでいただけるよう、市職 員、市民団体やボランティアによる出前講座を行っています。

<出前講座>

まちづくり出前講座、環境出前講座(とだ環境ネットワーク) とだみちゃん出張授業など

環境体験学習の企画・開催

子どもが体験しながら環境について学べるよう、環境体験学習を行っています。また、 環境体験学習ができる場の提供といった支援も行っています。

<環境体験学習>

じゃがいも掘り体験、自然学習講座(彩湖自然学習センター)

保育園・学童保育への市民農園の貸出 など

市民団体やボランティア活動の支援

地域での環境活動や交流機会が促進されるよう、市民団体やボランティア活動の支援を行っています。

<支援している活動>

戸田市地球温暖化対策地域協議会、キャンドルナイト in とだ など

公民連携への取組

民間事業者と連携し、協力して環境課題の解決や新しい価値の共創につながるよう、更なる公民連携*の制度構築を進めます。

<環境活動>

市庁舎への宅配ロッカー設置など

プロジェクトの進捗度合を管理する代表的な指標

(4) イベントや環境活動などによる環境啓発の推進

75.0	基準	目標		
項目	(年度)	2025 (令和7)年度	2030 (令和 12)年度	
とだ環境フェアの参加者数	274 人	300 人	330 人	
河川イベント参加者数	1,533人	1,698人	1,836人	
とだグリーンウェイブ植樹 参加団体数	17 団体	23 団体	28 団体	

(4) 学校教育や講座、体験学習などによる環境学習の支援

百日	基準	目標		
項目	(年度)	2025 (令和7)年度	2030 (令和 12)年度	
環境出前講座の実施回数	11 回	13 回	15 回	
彩湖自然学習センター授業の 実施校数	12 校	12 校	12 校	
自然学習講座の実施回数	31 回	35 回	35 回	

(4) 協働・連携による環境保全の推進

項目	基準	目標	
坦 口	(年度)	2025 (令和7)年度	2030 (令和 12)年度
共創のまちづくり補助金による 支援団体数	新規事業	4 団体	4 団体
地域通貨戸田オール*を活用した 環境団体や環境に係る事業を 実施した団体数	4 団体	4 団体	4 団体

第6章 地球温暖化対策実行計画【事務事業編】

1.基本的事項

(1)計画の目的

本計画は、市の事務事業における温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための計画です。地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項で策定が義務づけられており、市は、自ら率先的な取組を行うことにより、市域の市民・事業者の模範となることが求められています。

このため本章を、戸田市環境基本計画 2021 で包括した地球温暖化対策実行計画における事務事業編とします。

(2)対象とする範囲

事務事業編の対象範囲は、原則として、市が行う全ての事務や事業を対象とします。 計画の対象となる組織・施設は、市職員が直接行う事務や事業を所管する全ての組織と 施設です。

(3)対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項で規定する7種類とします。このうち、温室効果ガス総排出量の算定対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項に基づき、下表の1から6の6種類となっています。

なお、本市の事務事業に関して算定対象とする温室効果ガスについては、二酸化炭素(CO₂) メタン(CH₄) 一酸化二窒素(N₂O)とします。

木計画で対象	とする温室効果ガス・	—

	温室効果ガスの種類	対象範囲	算定対象(1)	
	血主	(事務事業編)	法令	本市(2)
1	二酸化炭素 (CO ₂)	0	0	0
2	メタン (CH4)	0	0	0
3	一酸化二窒素 (N ₂ O)	0	0	0
4	ハイドロフルオロカーボン(HFC)	0	0	-
5	パーフルオロカーボン (PFC)	0	0	-
6	六ふっ化硫黄 (SF。)	0	0	-
7	三ふっ化窒素 (NF ₃)	0	-	-

¹ 事務事業編における「温室効果ガス総排出量」の算定対象範囲をいう。

(4)計画期間

戸田市環境基本計画 2021 に合わせ、2024(令和6)年度から 2030(令和12)年度までの7年間を計画期間とします。

² 上記4から6の排出量が全体に占める割合が極めて小さく、その排出源が多岐にわたるなど、排出と実績の把握が困難なため、本事務事業の算定対象から除外する。

2.温室効果ガス排出量等に関する削減目標

(1)削減目標設定の考え方

本市において地球温暖化対策推進のため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定された「政府実行計画」の内容を踏まえた目標設定を行うものとします。

【政府実行計画(令和3年10月22日閣議決定)】

● 2013(平成 25)年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を 2030(令和 12)年度までに 50%削減することを目標とする。

(2)削減目標

上記の考え方から、市の事務事業における温室効果ガス排出量の削減目標を以下のように設定します。

2030(令和12)年度までに市の事務事業による 温室効果ガス排出量を 2013(平成25)年度比で

50%削減



3.目標達成に向けた取組と進行管理

(1)削減目標設定の考え方

戸田市環境基本計画 2021 の「脱炭素・気候変動適応プロジェクト」と連携し、目標達成 に向けて、温室効果ガスの排出量削減を進めていきます。また、具体的な取組については、 次ページ以降に記載しています。

(2)進行管理等の方法

本計画の推進体制と進行管理の方法については、戸田市環境基本計画 2021 と同様の体 制で実施し、進行管理を行います。

【Topic】政府実行計画の取組概要

政府実行計画では、温室効果ガス排出量削減目標(2030(令和12)年度までに50%削減(2013 (平成25)年度比)を達成するため主な取組として、以下の内容が盛り込まれています。

地方公共団体実行計画(事務事業編)において、目標達成に向けた具体的な措置等を設定する にあたっては、政府実行計画を参考に検討することが望ましいとされています。

政府実行計画の概要(2021(令和3)年10月22日閣議決定)

- 政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画 (温対法第20条)
- 今回、目標を、2030年度までに50%削減(2013年度比)に見直し。その目標達成に向け、太陽光 発電の最大限導入、新築建築物のZEB化、電動車・LED照明の導入徹底、積極的な再エネ 電力調達等について率先実行。
 - ※毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつ、フォローアップを行い、着実なPDCAを実施。

新計画に盛り込まれた主な取組内容

太陽光発電

設置可能な政府保有の建築物(敷地含む) の約50%以上に太 陽光発電設備を設置することを目 指す。



新築建築物

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上と し、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当 となることを目指す。

※ ZEB Oriented: 30~40%以上の省エネ等を図った建築物、ZEB Ready: 50%以上の省エネを図った建築物

公用車

代替可能な電動車がない場合等を 除き、新規導入・更新については 2022年度以降全て電動車とし、スト ック (使用する公用車全体) でも2030 年度までに全て電動車とする。



LED照明

既存設備を含めた政府全体の LED照明の導入割合を 2030年度までに100%とす

再エネ電力調達

2030年度までに各府省庁で 調達する電力の60%以上 を再生可能エネルギー電力と

廃棄物の3R+Renewable

プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の3R+Renewableを徹底し、 サーキュラーエコノミーへの移行を総合的に推進する。



合同庁舎5号館内のPETボトル回収機

2050年カーボンニュートラルを見据えた取組

2050年カーボンニュートラルの達成のため、庁舎等の建築物における燃料を使用する設備について、脱炭素化された電力による電化を進める 、電化が困難な設備について使用する燃料をカーボンニュートラルな燃料へ転換することを検討するなど、当該設備の脱炭素化に向けた取 組について具体的に検討し、計画的に取り組む。

4.取り組み事項

(1)温室効果ガス排出削減に向けた重点的な取組

これまでの市の取組実績と 2050 年ゼロカーボンシティの実現を視野に入れ、市の事務 事業における温室効果ガス排出量の削減をより一層図るため、以下の 3 点について、市と して重点的に取り組むこととします。

省エネルギーの徹底 再生可能エネルギーの利用拡大 公用車の電動化・移動による脱炭素化

省エネルギーの徹底

主な取組

- ◆ 全照明(可能なもの)のLED化を図る。
- ⇒ 今後の新築建物(建替含む)については、可能な限り建物内の消費エネルギーを最 小化しつつ、太陽光発電などにより創出したエネルギーの活用を目指す。
- ◆ 先進的な建築技術によるエネルギー負荷の抑制や高効率な設備システムの導入を行い建物の脱炭素化を図る(燃料種変更等を含む)。
- ⇒ 事務事業における省エネ行動を徹底する。

再生可能エネルギーの利用拡大

主な取組

- ⇒ 調達する電力を、可能な限り順次再生可能エネルギー電力とすることを目指す。
- → 設置可能な建築物の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指し、設置においてはPPAモデルの活用なども検討する。

公用車の電動化・移動による脱炭素化

主な取組

- ⇒ 新規導入・更新する公用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、2030 年度までに全て電動車とする。
- ◇ 公用車の利用は必要最低限とする。

(2)施設管理担当課で取り組むべき事項

施設・設備の新設・更新時の省エネルギー対策

取組

ア 建物等の脱炭素化の推進

- ◇ 消費するエネルギーは創エネルギーと省エネルギーにより実質ゼロを目指す。
- · ESCO 事業や BEMS (ビル・エネルギー・マネジメント・システム)の導入を検討する。

イ 再生可能エネルギーや省エネルギー設備・機器などの導入

- 太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーや蓄電池の導入を検討する。
- ◇ 照明器具は L E D等の省エネ性能の高い機器にするとともに、用途に応じ人感センサーの導入を検討する。
- 令 電気・機械設備の新設・更新にあたっては、環境負荷の少ない設備や機器を導入する。
- · 建物は自然採光を活用した設計とする。
- ・エアコン等については、環境負荷の少ない冷媒を使用した機器への更新を検討する。

ウ その他

- 敷地や建物の屋上・壁面等の緑化を推進する。
- ・ 雨水利用施設の導入を検討し、トイレや散水などに利用する。

設備・機器ごとの運用管理による省エネルギー対策

取組

- ・ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(省エネ法)に 規定された管理標準(エネルギー使用設備の管理要領(運転管理、計測・記録、保守・点 検)を定めたマニュアル)を作成し、順守する。
- ・ 照明器具は適正な時期に清掃を行って効率的に使用する。
- · 空調機のフィルターは定期的に掃除する。
- · 空調の室外機は直射日光を避けて風通しの良い場所に設置する。
- ・ 室温は夏季 28 度(クールビズ) 冬季 20 度(ウォームビズ)を目安に空調温度を設定し、 必要に応じて、感染症対策としての適切な換気を実施する。
- · 空調の使用区域は利用状況に応じて調整する。
- ・ 水道は水圧の調整、節水器具の活用で無駄な使用を減らす。
- ・ トイレ洗浄水は利用状況に合わせて水量・頻度設定を行う。

環境に配慮した施設管理の推進

取組

ア 緑化の推進と環境への配慮

- · 敷地の樹木管理や新たな植栽など、自然環境に配慮した施設景観づくりを心がける。
- ・ 敷地管理の際に除草剤の使用を避ける。
- ・ 敷地内で生物が生息できる環境(生態系)への配慮を行う。
- ・グリーンカーテンの設置により、空調負荷を軽減する。
- ・ 公共施設新築又は改築の際の木材利用を検討する。

イ 廃棄物の削減と適正処理

- ・ 廃棄物の減量に取り組む。
- ・ フロン類冷媒を使用する業務用冷凍空調機器を使用する場合は、法律に基づいた点検 等による漏えい対策に取り組むとともに、廃棄時には冷媒回収を徹底する。
- 施設から排出・廃棄される環境汚染物質を適正に処理する。

ウ その他

- ・ 環境配慮を施設利用者に積極的に呼びかけ、啓発する。
- ・施設に関する法律・条例を把握し、基準を遵守する。

(3)全ての職場で取り組むべき事項

省エネルギー対策の推進

	取組					
ア	ア 電力使用量の削減					
	照明	・ 不要な照明の消灯を徹底するとともに、業務に支障のない範囲で間引き照明とする。				
		・ 長時間使用しない際の消灯を徹底する。				
	空調	・ 冷暖房機器の温度は職員の体調に合わせ適正に設定(室温は夏 28 、 冬 20 を目安)				
		・ 空調の稼働時間の適正化(不要時間、不要箇所の停止)				
		· 自然光や自然風を積極的に取り入れるとともに、冷暖房時にはブラインドやカーテンをうまく活用し、日差しを調整				
	OA 機器類	・ OA機器は、昼休み、退庁時の主電源オフを徹底する。				
		・ パソコン等は離席時等、省エネモードの活用を徹底する。				
		· パソコン等の購入や更新にあたっては、エネルギー消費効率の高い製品を選択する。				
		・ 長時間使用しない機器は、コンセントを抜く。				
	その他	・ エレベーターの利用を控え、階段を利用する。				
		・・ノー残業デーを徹底する。				
		・ 電気製品は共有するなど、数の集約を図る。				
		・ クールビズ・ウォームビズを実施する。				

イ 車両の燃料使用量削減

- ◆ 電気自動車などの電動車の導入を推進する。
- ・ 出張の際には、可能な限り公共交通機関の利用を心がける。
- · 2 km 以内の移動は、徒歩または自転車を使用する。
- ・ 公用車を使用する場合は、相乗りや合理的な巡回ルートを心がける。
- ・ 定期的に公用車の点検・整備を図り、適正に維持管理する。
- ・ エコドライブを励行する。

紙の使用量の抑制による省資源化の推進

取組

- · 文書の電子化を図るとともに、可能な起案については全て電子決裁とする。
- ・ 印刷物等の部数は、必要数や配付可能数を勘案して決める。
- · 会議資料は要点をおさえて簡素化を図り、配付枚数の削減を図る。
- ・ コピー機やプリンターでの印刷は、原則両面コピーや両面印刷とし、2in1 印刷や裏面使用を徹底する。
- · 裏面を使用していないコピー用紙や使用済み封筒の再利用を徹底する。
- · 会議のペーパーレス化を図る。
- · 書類などの持ち運びに紙袋を使用せず、マイバッグやふろしきを使用する。
- ・ 紙コップは使用せず、マイカップの利用やマイボトルの持参を徹底する。
- · 電子による回覧や掲示板を課内等の連絡に活用する。
- ・ 関係機関への連絡は、紙文書の送付を必要最低限とする。
- · 各種資料の共有化を図り、個人所有の資料をなくすようにする。
- ・ 余白利用等により添書や FAX の送付状をできるだけ省略する。
- · 資源ごみの分別を徹底し、紙類は雑紙古紙回収袋用ストッカーを活用する。

環境に配慮した物品の購入

取組

- ・ 「戸田市グリーン購入基本方針」や「戸田市グリーン購入ガイドライン」を順守する。
- 印刷物は古紙配合率の高いものを発注する。
- ・ 使い捨て商品や過剰包装製品の購入を自粛する。

廃棄物・リサイクルに関する取組

取組

- ごみの分別を徹底する。
- ・ 戸田市版プラスチック・スマートアクションに準じて行動する。
- 食品ロスの削減に努める。
- ・ 再利用可能な材料・商品の選択、ファイルなどの事務用品の再利用、詰め替え可能な製品 を使用する。

職員の意識向上

取組

- 市の環境マネジメントシステムに従い環境への取組を実践する。
- · 課内で環境の保全・創出のための意見交換や情報交流を行う。
- ・ 環境に関する研修、講習会、ボランティア活動等への参加を奨励する。